

川口市環境報告書

令和5年度 環境基本計画年次報告書



令和7年1月

川口市

発行目的

本報告書は、川口市環境基本条例第7条、第3次川口市環境基本計画および第2次川口市地球温暖化対策実行計画に基づく年次報告書として公表するもので、平成30年3月に策定した第3次川口市環境基本計画の体系に準じて、本市の環境の現状や環境の保全等に関して講じた施策について説明しています。

川口市環境基本条例第7条

市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3次川口市環境基本計画

第2次川口市地球温暖化対策実行計画

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Act)を繰り返すPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

本報告書はこのサイクルの点検・評価(Check)を目的としています。

報告対象期間

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

組織改正について

本報告書の内容は令和5年度のものですが、各担当課所室名は令和6年4月1日現在のもの掲載しています。

用語解説

本文中*印を付した語句は、参考資料にて用語解説を掲載しています。

目次

総論	1
計画の位置づけと進行管理	2
計画の概要	3
第3次川口市環境基本計画の施策体系	4
目標の達成状況	5
第3次川口市環境基本計画基本目標の達成状況と推移	6
第2次川口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況	10
環境の現状と目標達成のための取り組み	13
Pick up	14
目標1 循環型社会の実現 ～限りある資源を有効に利用するまち～	
1 3Rの推進	15
2 ごみの適正処理の推進	21
目標2 安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～	
3 公害防止対策の推進	24
4 快適なまちなみの形成	32
目標3 自然共生社会の実現 ～豊かな自然とともに暮らせるまち～	
5 生物多様性の保全	35
6 みどり・水辺の保全	38
目標4 低炭素社会の実現 ～地球環境に配慮した暮らしを实践するまち～	
7 温室効果ガス排出量削減の推進	42
8 まちの低炭素化の推進	46
9 気候変動適応策の推進	52
目標5 環境保全活動の拡大 ～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～	
10 環境に配慮した行動の实践	57
11 環境教育・環境学習の推進	58
12 協働による環境活動の推進	59
参考資料	63
用語解説	64
第3次川口市環境基本計画体系	70
第2次川口市地球温暖化対策実行計画体系（区域施策編）	82

施策が多岐にわたる事業は、コラムにて掲載しています。



コラム1 地球温暖化対策活動支援金 _____ 50



コラム2 環境教育・環境学習の推進 _____ 60

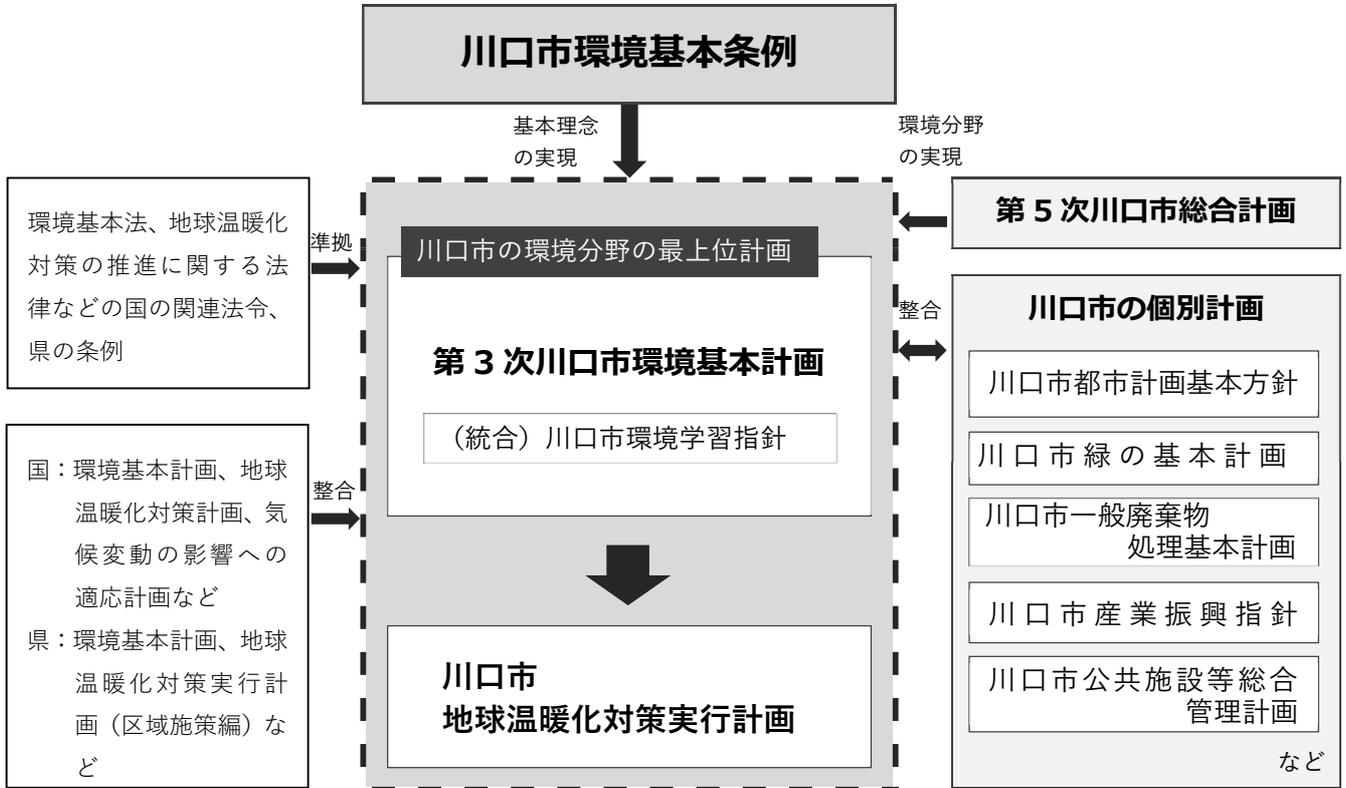


總論



計画の位置づけと進行管理

位置づけ



川口市環境審議会

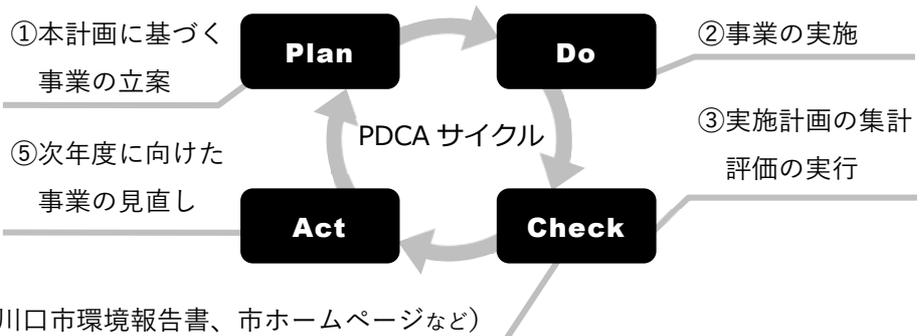
市長の諮問に応じて環境保全に関する事項を調査審議し、答申や助言を行うとともに「川口市環境基本計画」の進捗状況の点検を行います。

川口市環境推進調整委員会

本市の庁内組織で、計画の目標達成や施策実施について、関係部局間での調整や連携を行うことで、計画の実効性を確保します。

進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、PDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。



計画の概要

第3次川口市環境基本計画

■ 計画の目的

- ✓ 「川口市環境基本条例」の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示する。
- ✓ 「第5次川口市総合計画」に掲げる環境施策を実現する。
- ✓ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条および「環境基本条例」第15条に基づき策定された「川口市環境学習指針」を包含する。

■ 計画の期間



川口市環境基本条例第3条

- 1 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2次川口市地球温暖化対策実行計画

■ 計画の目的

区域施策編

本市の自然的社会的条件に応じて、市域全体での温室効果ガス*の排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、市民・事業者・市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく。

事務事業編

市役所の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、市も一事業者としての立場から、地球温暖化対策に取り組んでいく。

■ 計画の期間



川口市ホームページでも、第3次川口市環境基本計画と第2次川口市地球温暖化対策実行計画をご覧になれます。

第3次川口市
環境基本計画



第2次川口市
地球温暖化対策
実行計画





第3次川口市環境基本計画の施策体系

将来の環境像

みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、
都市と自然が調和した、元気なまち 川口

	基本目標	個別目標	施策の柱
1	循環型社会の実現 ～限りある資源を 有効に利用するまち～	1 3R*の推進 2 ごみの適正処理の 推進	▶ リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進 ▶ リサイクル（再資源化）の推進 ▶ 収集運搬体制の整備・充実 ▶ 廃棄物処理施設の整備・充実
2	安全・安心・快適 社会の実現 ～安心して快適に 暮らせるまち～	3 公害防止対策の 推進 4 快適なまちなみの 形成	▶ 公害防止対策の推進 ▶ 監視、測定体制の充実 ▶ まちの美化推進 ▶ まちなみ景観の向上
3	自然共生社会 の実現 ～豊かな自然とともに 暮らせるまち～	5 生物多様性の保全 6 みどり・水辺の保全	▶ 自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全 ▶ 生物多様性の保全に向けた普及啓発 ▶ 緑地の保全 ▶ 河川、水辺の保全、整備 ▶ 公園の整備 ▶ 農地の保全
4	低炭素社会の実現 ～地球環境に 配慮した暮らしを 実践するまち～	7 温室効果ガス* 排出量削減の推進 8 まちの低炭素化の 推進 9 気候変動適応策の 推進	▶ 家庭、事業所における温室効果ガス排出量削減の推進 ▶ 公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進 ▶ 省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進 ▶ 公共交通、自転車利用の促進 ▶ 豪雨対策の推進 ▶ 熱中症・感染症対策の推進
5	環境保全活動の 拡大 ～将来世代へ良好な 環境を引き継ぐ ことができるまち～	10 環境に配慮した 行動の実践 11 環境教育・環境学 習の推進 12 協働による環境 活動の推進	▶ エコライフの実践に向けた普及啓発 ▶ 環境活動情報の共有 ▶ 学校における環境教育の充実 ▶ 地域における環境学習機会の拡充 ▶ 環境ボランティア・リーダーの育成 ▶ 環境に配慮した活動への支援 ▶ 協働による環境活動の活性化



目標の達成状況



第3次川口市環境基本計画基本目標の達成状況と推移

基本目標 1

循環型社会の実現 ～限りある資源を有効に利用するまち～

指標	現状値 H30(2018)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R11(2029)	総括
1人1日あたりのごみ排出量 資源循環課	826g/ 人・日	795g/ 人・日	748g/ 人・日	760g以下/ 人・日	「第7次川口市一般廃棄物処理基本計画」にて目標を見直したため、本計画の目標もそれに準ずる。令和11年度の目標値に向け、ごみの減量化、資源化に取り組む。
リサイクル率 資源循環課	22.5%	22.8%	22.3%	30.0%以上	
最終処分量 資源循環課	6,575t	6,833t	6,742t	6,009t以下	
指標	現状値 H28(2016)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R9(2027)	総括
グリーン購入の目標値達成率 環境総務課	94.7%	100%	100%	100%	各分野において、目標を達成できた。
➡ 内訳は1-1-⑪「グリーン購入*の推進」参照					

基本目標 2

安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～

指標	現状値 H28(2016)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R9(2027)	総括
大気環境基準達成率 環境保全課	50.0%	83.3%	83.3%	100%	環境基準*の達成には、広域的な大気汚染物質の排出削減の取り組みが重要とされる中、更なる改善に向けた実効的な対応・啓発の検討を続ける。
➡ 内訳は2-3-②「大気汚染の常時監視」参照					
公共用水域(河川)環境基準達成率 環境保全課	80.0%	80.0%	80.0%	100%	今日の水質汚濁の原因は、生活排水が影響を与えているとされる中、更なる改善に向けた実効的な対応・啓発の検討を続ける。
➡ 内訳は2-3-②「公共用水域*の常時監視」参照					
騒音環境基準達成率 環境保全課	97.7%	94.7%	98.8%	100%	良好な状況の維持と更なる改善のため、道路管理者に対して、調査結果の提供と必要に応じた要請を続ける。
➡ 内訳は2-3-②「自動車騒音の常時監視」参照					
地下水環境基準達成率 環境保全課	100%	100%	100%	100%	地下水汚染の未然防止のため、有害物質の地下浸透の禁止に資する実効的な対応・啓発の検討を続ける。
➡ 内訳は2-3-②「地下水の常時監視」参照					



指標	現状値 H28(2016)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R9(2027)	総括
ダイオキシン類 環境基準*達成率 環境保全課	100%	100%	100%	100%	良好な状況を維持するため、ダイオキシン*類の発生抑制に資する実効的な対応・啓発の検討を続ける。
	➡ 内訳は 2-3-②「ダイオキシン類の常時監視」参照				
有害大気汚染物質 の環境基準達成率 環境保全課	100%	100%	100%	100%	良好な状況を維持するため、有害大気汚染物質の排出削減に資する実効的な対応・啓発の検討を続ける。
	➡ 内訳は 2-3-②「有害大気汚染物質の常時監視」参照				
指標	現状値 R1(2019)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R7(2025)	総括
下水道処理人口 普及率 下水道建設課	87.6%	88.5%	88.8%	89.6%	引き続き下水道(汚水)の整備を進め、更なる普及向上を目指し、水質保全に寄与していく。

基本目標 3

自然共生社会の実現 ～豊かな自然とともに暮らせるまち～

指標	現状値 R1(2019)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R15(2033)	総括
保全すべき緑地 の確保 みどり課	18.5ha	18.2ha	18.2ha	20.0ha	都市化が進展し、緑が減少するなか、自然的環境を構成する要素となる緑地等を今後も指定し、拡大していく。
指標	現状値 R1(2019)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R7(2025)	総括
親水護岸の整備 延長 河川課	2,110m	2,172m	2,191m	3,240m	目標値に向け、用地交渉を進め、親水護岸の整備延長の増大を目指していく。
指標	現状値 H28(2016)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R9(2027)	総括
保存樹木の本数 みどり課	212本	204本	200本	現状維持	今後も保全管理に努めていく。
保存生け垣の 箇所数、延長 みどり課	40箇所 2,064m	35箇所 1,748m	35箇所 1,748m	現状維持	
市民1人あたりの 公園面積 公園課	3.33㎡	3.51㎡	3.50㎡	現状値を上回る	公園を拡張整備することで、目標を達成することができた。



基本目標 4

低炭素社会の実現

～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～

指標	市域から排出される温室効果ガスの量					環境総務課 (千 t-CO ₂) 目標値
	基準値 H25 (2013)	R1 (2019)	R2 (2020)	最新値 R3 (2021)	R12 (2030)	
四捨五入により合計が各項目の 和と一致しない場合があります。						
総排出量 (1+2)	2,786.5	2,266.7	2,188.3	2,199.6	1,504.7	
対基準年度比率	—	-18.7%	-21.5%	-21.1%	-46.0%	
対前年度比率	—	-6.5%	-3.5%	0.5%	—	
1 エネルギー起源 二酸化炭素	2,718.0	2,182.5	2,112.7	2,123.1		
産業部門	444.8	352.5	330.0	319.9		
業務部門	674.2	503.5	469.5	527.0		
家庭部門	903.4	675.0	714.7	673.7		
運輸部門	695.5	651.5	598.5	602.6		
2 非エネルギー起源 温室効果ガス	68.6	84.3	75.6	76.5		
注釈	「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」にて目標を見直したため、本計画の目標もそれに準ずる。 なお、数値は埼玉県が算出したものを引用しているが、「非エネルギー起源温室効果ガス*」の一部に ついては本市において算出した数値を使用している。					
総括	エネルギー起源二酸化炭素の全部門において、排出量を削減できているが、非エネルギー起源温室効 果ガスは増加している。非エネルギー起源温室効果ガスの主な排出原因はごみ焼却によるものであ る。増加要因として、ごみの焼却処理量は減少しているものの、温室効果ガスを多く排出するプラス チック類焼却量が増加したことがあげられる。					



指標	市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量					環境総務課 (t-CO ₂) 目標値
	基準値 H25(2013)	R3(2021)	R4(2022)	当年度 R5(2023)	R12(2030)	
温室効果ガス排出量	61,854	53,524	55,308	56,124	36,154	
対基準年度比率	-	-13.7%	-10.6%	-9.3%	-42%	
対前年度比率	-	1.7%	3.3%	1.5%	-	
排出原因	電気の使用	43,530	35,384	36,794	38,973	
	燃料の使用	16,701	16,535	16,856	15,571	
	公用車の使用	1,433	1,396	1,443	1,394	
	その他	189	209	215	186	
注釈	「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」にて目標を見直したため、本計画の目標もそれに準ずる。基準値であるH25(2013)年度の排出量には、計画策定時に想定された新規施設(東川口駅前行政センター、新庁舎2期棟など)の推計値を含む。					
総括	令和5年度は基準年度と比べ、温室効果ガス*の排出量は9.3%削減できた。また、前年度比では1.5%増加しており、排出原因別でみると地球温暖化係数の変更等により燃料の使用が7.6%減少、公用車の使用が3.4%減少、その他が13.5%減少した一方、電気の使用は新規施設の増加等により5.9%増加している。					

基本目標5		環境保全活動の拡大 ~将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち~			
指標	現状値 H28(2016)	前年度 R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R9(2027)	総括
環境出前講座の実施数	29回	145回	160回	現状値を上回る	学校のニーズに合わせた講師を派遣することで、環境教育を行うことができる。また、地域の実情を伺いながら、直接ごみの分別啓発を行うことができる。
環境イベントの参加者数	22,378人	29,862人	32,163人	現状値を上回る	イベントは市が啓発を行うのに有効な手段と捉えているため、参加してもらえるイベントを企画することが課題のひとつとなる。



第2次川口市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗状況

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け、温室効果ガス*排出量の更なる削減と、今後予想される気候変動による影響の軽減を図るため、「徹底した省エネルギー化の推進」「再生可能エネルギーの利用拡大」「まちの脱炭素化の推進」「気候変動適応策の推進」「脱炭素に向けた行動変容の促進」の5つの基本方針のもと各種施策に取り組んでいます。

目標達成状況

●市域の温室効果ガス排出量の削減目標

計画目標：令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で46%以上削減
 長期目標：令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ

各温室効果ガスの排出量（基準年度及び前年度との比較）

温室効果ガスの種類	部門	基準値		最新値	排出増減率 (H25年度比)	排出増減率 (R2年度比)
		H25(2013) (千t-CO ₂)	R2(2020) (千t-CO ₂)	R3(2021) (千t-CO ₂)		
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 (産業部門)	444.8	330.0	319.9	-28.1%	-3.1%
	エネルギー起源 (業務部門)	674.2	469.5	527.0	-21.8%	12.2%
	エネルギー起源 (家庭部門)	903.4	714.7	673.7	-25.4%	-5.7%
	エネルギー起源 (運輸部門)	695.5	598.5	602.6	-13.4%	0.7%
	非エネルギー起源 (廃棄物)	63.3	70.6	71.6	13.2%	1.5%
二酸化炭素総計		2,781.2	2,183.3	2,194.7	-21.1%	0.5%
その他ガス合計		5.3	5.0	4.9	-7.7%	-1.9%
温室効果ガス総計		2,786.5	2,188.3	2,199.6	-21.1%	0.5%

※四捨五入により合計が各項目の和と一致しない場合があります。

→令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は219万9,600t-CO₂となり、基準年度である平成25（2013）年度比で58万6,900t-CO₂、21.1%減少しました。また、前年度比では0.5%増加しました。

●再生可能エネルギーの導入目標

令和12（2030）年度までに太陽光発電設備容量(累計)を160,000kWまで増加

市域の再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入容量（累計）

太陽光発電設備容量	現状値 R3(2021)	R4(2022)	当年度 R5(2023)	目標値 R12(2030)
10kW未満	35,858kW	38,660kW	41,329kW	160,000kW
10kW以上	14,277kW	14,401kW	14,558kW	
導入容量合計	50,135kW	53,061kW	55,887kW	

→令和5（2023）年度までの太陽光発電設備導入容量は累計で55,887kWとなり、前年度から2,826kW増加しました。



重点指標・施策指標

計画の進行管理にあたって、基本方針の達成度合いをはかる重点指標・施策指標の最新時点の状況は以下のとおりです。

指標	現状値 R3 (2021)	当年度 R5 (2023)	目標値 R12 (2030)
(1) 重点指標			
住宅用太陽光発電設備(10kW未満)導入容量(累計)	35,858 kW	41,329kW	120,000 kW
住宅用蓄電池導入件数(市補助分累計)	927 件	1,481 件	2,900 件
公共施設のLED導入率	—	16.3%	100%
次世代自動車導入補助件数(市補助分累計)	73 件 (R4 年度推計値)	227 件	600 件
公用車における次世代自動車割合	13.6%	19.4%	30.0%
(2) その他の施策指標			
家庭1世帯当たりエネルギー消費量	24.87 GJ/世帯・年 (R1 年度) ※	24.79GJ/世帯・年 (R3 年度)	13.78 GJ/世帯・年 ※
事業系床面積当たりエネルギー消費量	2.08 TJ/千㎡・年 (R1 年度) ※	2.21TJ/千㎡・年 (R3 年度)	1.31 TJ/千㎡・年※
エコライフDAY参加者数	83,220 人/年 (R4 年度)	63,279 人/年	100,000 人/年
埼玉県エコアップ認証事業所数(累計)	7 事業所	7 事業所	12 事業所
市民1人1日当たりのごみ排出量	816 g/人・日	748 g/人・日	760 g/人・日 (R11 年度)
公園緑地総面積	205.5 ha	212.1ha	現状を維持
環境イベントの参加者数	25,081 人/年 (過去10年平均)	32,163 人/年	30,000 人/年
環境講座講師派遣回数	60 回/年 (目標値)	156 回/年	72 回/年

※各種統計データの修正、算定方法の見直し等により再計算を行っています。

総括

令和3年度(最新値)の市域の温室効果ガス*排出量は目標値に向けて概ね順調に削減できている。前年度からの増加要因としては、新型コロナウイルス感染症に起因する経済停滞からの回復が主な要因と考えられる。再生可能エネルギーの導入状況については10kW未満の小規模システムは、毎年コンスタントに増加しているが、令和元年度以降10kW以上の設備導入量の増加が鈍化しており、目標達成に向けてさらなる導入促進が必要である。



環境の現状と 目標達成のための取り組み

Pick up

基本目標ごとに、主な取り組みをピックアップし掲載しています。

1. 循環型社会の実現 ～限りある資源を有効に利用するまち～

環境部環境対策検討委員会 廃棄物政策部会（新規）	19
グリーン購入の推進	20
戸塚環境センター施設整備	22

2. 安全・安心・快適社会の実現 ～安心して快適に暮らせるまち～

全市一斉クリーンタウン作戦	32
不法投棄対策	34

3. 自然共生社会の実現 ～豊かな自然とともに暮らせるまち～

川口いきもの図鑑（新規）	36
地域農業活性化事業	41

4. 低炭素社会の実現 ～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～

ゼロカーボンシティ宣言	45
川口市版スーパー・シティプロジェクト（新規）	47
地球温暖化対策活動支援金	50
雨水貯留施設の整備工事	53

5. 環境保全活動の拡大 ～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

クリーン推進員制度	59
-----------	----



基本目標 1

循環型社会の実現

～限りある資源を有効に利用するまち～

個別目標

1

3R の推進



施策の柱

- ✓ リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進
- ✓ リサイクル（再資源化）の推進

①

ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R 運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。

3R 推進活動等助成金

リサイクルプラザ

概要

町会・自治会における 3R* 推進活動等（廃棄物の減量、リサイクルステーションの美化、不法投棄対策等のための活動）に対して、町会・自治会の加入世帯 1 世帯につき 400 円を乗じた額（1,000 円未満切捨て）を助成します。

当年度実績

■ 対象 230 団体 164,993 世帯

■ 助成金総額 65,955,000 円

総括

対象団体に対して、本制度の目的や役割について理解を深めていただけるよう努め、継続してごみの減量やまちの美化に取り組む必要がある。

3R 推進月間

資源循環課

概要

環境省をはじめとする 3R 関係 8 省庁の定める「3R 推進月間」に合わせて、毎年 10 月に本市においても 3R の推進、周知を集中的に図ります。

当年度実績

展示を実施しました。

総括

ポスター・パネル掲示及び広報紙掲載、電光掲示板投影を通し、3R 推進月間について広く市民に周知した。また、市内施設で 3R に関する資料の配布を行った。

施設見学の受け入れ

資源循環課

朝日環境センター

リサイクルプラザ

概要

朝日環境センターのごみ処理施設と、リサイクルプラザの資源化・啓発施設にて、一人ひとりがごみの減量化について考えていただくことを目的とした施設見学を実施しています。

当年度実績

■ 施設見学者数 860 人

■ 施設来館者数 40,950 人

総括

新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行したことから、見学者は昨年比べて増加した。



③ 家庭におけるごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を推進するため、ごみを出さないライフスタイルへの転換や、グリーンコンシューマー*を育成するなどの啓発活動を推進します。

➔ 1-1-①「3R*推進月間」参照

➔ 1-1-①「廃棄物減量啓発事業」参照

➔ 1-1-⑪「グリーン購入*の推進」参照

ごみまるの部屋

資源循環課

概要

平成2年ごろから「川口市ごみ減量キャンペーンキャラクター」として誕生した「ごみまる」。その性格や特徴、誕生のきっかけを通してごみの減量について啓発しています。



総括

市民の関心をより集めやすい内容とするため、適宜改訂していく。

ごみまるのへやへ

④ 生ごみの発生と排出を減らすため「生ごみのひとしぼり運動」や生ごみ処理容器の普及に努めます。

➔ 1-1-①「廃棄物減量啓発事業」参照

➔ コラム1「地球温暖化対策活動支援金」P50参照

⑤ 家庭や飲食店などに対し、食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄をしないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。

フードドライブ

資源循環課

概要

市が主催するイベントおよび公民館において、家庭で不要となった食品を持ち寄っていただき、食品を必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付を行います。

当年度実績

市内公民館(18箇所)および12月9日(土)に開催された「環境フォーラム in かわぐち」にて、フードドライブ*を実施しました。

■ 寄付総重量 20.7 kg

■ 寄付先 社会福祉法人川口市社会福祉協議会

総括

ご協力をいただき、多くの食品が集まった。食品ロスを減らすための取り組みのひとつとして、今後も実施を検討していく。

彩の国エコぐるめ協力店

資源循環課

概要

埼玉県が行っている、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みを実施する事業者の登録制度です。協力店には登録証(ステッカー)を贈呈し、県ホームページで紹介をしています。

当年度実績

協力店募集のチラシにて事業の紹介を行った。



⑨ ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上を図ります。

➔ 1-1-①「廃棄物減量啓発事業」参照

環境部環境対策検討委員会 廃棄物政策部会

資源循環課

概要

廃棄物の減量および適正処理に関することについて、専門部会を環境部各課の職員をもって組織し、検討課題について審議する。

総括

令和 5 年度については、『「プラスチック資源循環促進法*」(以下プラ新法) 施行に伴う対応について』を課題とし、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化について、環境部関係 9 課所室 12 名(他事務局担当 3 名)で、5 回の審議を図った。プラ新法への理解を深めるとともに、本市の現状と企画・計画等の調査、研究を重ね、今後の方策について、認識の共有が図れた。

使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化

産業廃棄物対策課

概要

使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・県等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。

総括

適正処理を促進するため、国・県等の動向把握や関連情報の収集に努める。

Web アプリ「川口市ごみの分別ガイド」

資源循環課

概要

インターネットに接続できる端末から、ごみの分け方・出し方を手軽に知ることができる Web アプリケーションを公開しています。日本語のほか以下の 8 カ国語で利用できます。



- ▶ 英語
- ▶ 中国語
- ▶ ハンゲル
- ▶ スペイン語
- ▶ ポルトガル語
- ▶ タガログ語
- ▶ ベトナム語
- ▶ トルコ語

アクセスは
こちらから
ダウンロード不要



総括

アクセス数が年々増えている言語もあれば、アクセス数が月によってばらつきがある言語もある。更なる周知・啓発に努めていく。

⑩ 木質バイオマスの活用を促進します。

木質バイオマスの活用促進のための適格事業者認定制度		資源循環課
概要	廃木材等の木質バイオマス*を再資源化する優良事業者の誘致をするため、標記の制度の実施要綱を策定しています。この認定を受けることで、立地規制の一部が緩和される場合があります。	
当年度実績	■ 認定事業者数 なし	
総括	令和5年度までの認定事業者は1社である。	

一般廃棄物の再生利用業の指定		資源循環課
概要	市の施設及び指定を受けた施設において、一般廃棄物（木くず）は十分に処理できているため、新規の指定は行わないこととしています。なお、排出量の大幅な変動や本市の方針に変更等があった場合は、改めて判断することとします。	
当年度実績	■ 事業者数 なし	
総括	指定期限内の事業者は1社である。	

⑪ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。

グリーン購入の推進		契約課	環境総務課				
概要	「国等による環境物品等の調達に関する法律（通称グリーン購入*法）」に基づいて「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」を定め、市で購入した環境物品の調達実績を公表することで、市民および事業者へも取り組みの輪を広げます。						
当年度実績	グリーン購入調達実績						
	分野	調達率	目標率	分野	調達率	目標率	
	1 紙類	93.7%	80%	12 自動車等	99.6%	80%	
	2 文具類	99.1%		13 消火器	100.0%		
	3 オフィス家具等	99.8%		14 制服・作業服等	98.1%		
	4 画像機器等	97.8%		15 インテリア・寝装寝具	100.0%		
	5 電子計算機等	100.0%		16 作業手袋	98.9%		
	6 オフィス機器等	99.7%		17 その他繊維製品	95.6%		
	7 携帯電話等	100.0%		18 設備	100.0%		
	8 家電製品	98.5%		19 災害備蓄用品	100.0%		
	9 エアコンディショナー等	100.0%		20 公共工事	-		向上に
	10 温水器等	100.0%		21 役務	-		努める
	11 照明	98.1%		22 ごみ袋等	99.9%		80%
総括	各分野において、目標を達成できた。						



個別目標

2

ごみの適正処理の推進



施策の柱

- ✓ 収集運搬体制の整備・充実
- ✓ 廃棄物処理施設の整備・充実

- ① ごみを出すことが困難な高齢者などのごみの収集に配慮するとともに、収集時間や収集ルートなどについて研究し、ごみの収集運搬作業の効率化に努めます。

ふれあい収集

収集業務課

概要

高齢者および障害のある方の生活支援を目的に、家庭ごみをステーションに運び出すことが困難な市民を対象に、戸別収集の実施とともに、対象者の安否確認を行っています。

総括

単身独居の高齢者世帯が増える中で利用者も増加しており、これに対応するための職員や車両の確保などが課題である。また、住宅事情も千差万別で、密集住宅地における狭隘道路への車両の進入の問題や集合住宅におけるごみの置き場所や収集の方法なども課題になってきている。

ごみ収集車両への低公害車・低燃費車の導入

収集業務課

概要

全ごみ収集車両 61 台中、低公害車 57 台を導入しています。

当年度実績

0 台

総括

車両の環境対策や安全対策の技術は、著しい進歩がみられることから、最新車両の調査・研究を行っていく。

- ② 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。

戸塚・朝日環境センター維持管理

戸塚環境センター

朝日環境センター

概要

市内の家庭や事業者から排出される廃棄物を安定的かつ適正に処理するため、ごみ焼却施設の適正な運転管理および点検整備を実施しています。

総括

両施設とも老朽化していることから、一般廃棄物を安全かつ安定的に処理していくためには、常に適正な運転管理と点検整備を実施することが求められる。



③ 廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策を実施することで、処理能力の確保を図ります。また、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。

戸塚環境センター施設整備		新戸塚環境センター建設室
概要	将来にわたり、本市の安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を維持するため、戸塚環境センターでは、数年後に更新時期を迎える焼却処理施設と老朽化が進んでいる粗大ごみ処理施設の建替えを行っています。併せて、3R*推進、自然共生などを目的とした学習啓発設備と焼却処理施設の余熱を利用した温浴設備等を備えた環境啓発棟、並びに植栽豊かで多様な空間を有しエコロジカルネットワークを考慮した自然学習広場を整備します。	
当年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 川口市戸塚環境センター施設整備工事（令和3年度から9カ年継続事業） ▶ 川口市戸塚環境センター西棟排水処理施設整備工事（令和3年度から3カ年継続事業） ▶ 川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価事後調査業務委託（令和3年度から3カ年継続事業） 	
総括	工事は施設利用者などの安全を確保し、狭隘な敷地をできる限り合理的かつ有効に活用しつつ、計画的に進める。また、近隣住民の生活環境を保全するため、騒音、振動などに十分配慮する。	

川口市環境施設整備基金		環境施設課								
概要	「川口市環境施設整備基金条例」に基づき、本市における廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源に充てるため設置された基金です。									
当年度実績	<p>公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの市町村拠出金および運用利子等について、新たに積み立てを行いました。また、廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源に充てるため取崩しを行いました。</p> <table border="0"> <tr> <td>■ 当年度取崩額</td> <td>2,022,485,000 円</td> <td>■ 当年度積立金総額</td> <td>25,330,459 円</td> </tr> <tr> <td>■ 年度末残高</td> <td>10,783,829,986 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		■ 当年度取崩額	2,022,485,000 円	■ 当年度積立金総額	25,330,459 円	■ 年度末残高	10,783,829,986 円		
■ 当年度取崩額	2,022,485,000 円	■ 当年度積立金総額	25,330,459 円							
■ 年度末残高	10,783,829,986 円									
総括	廃棄物の安全で安定した適正処理体制を確保するためには、適時・適切な施設整備が必要となることから、引き続き、基金への積み立てを行う。									

④ 国などに対し、事業者による適正処理困難物の自主回収システムの構築を働きかけるとともに、排出者による応益負担の適正化に努めます。

国・県など関係団体を通じた要望		資源循環課
概要	適正処理システムが確立されていない処理困難物について、自治体において多大な労力とコストをかけて処理をしています。適正処理困難物への追加指定や拡大生産責任に関する要望を行います。	
当年度実績	■ 要望件数 2 件	
総括	関係団体を通じて、国や県などへ文書により働きかけていく。	

- ⑤ 廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置の許可申請を適切に審査し、これらの許可事務を円滑に行い、適正処理を推進します。

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

産業廃棄物対策課

概要

廃棄物処理施設の設置等に関する計画を事前に公開します。また、事業計画者と関係住民の合意形成の促進と、関係地域の生活環境の保全に寄与することを目的とした手続きを行います。

当年度実績

■ 事業計画書の提出 0 件

総括

事業計画者と関係住民との良好な関係を構築するため、適切な手続きの実施を確保していく。

- ⑥ 廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設が適正に運営され、維持管理されるよう指導します。

廃棄物処理施設への立入検査

産業廃棄物対策課

概要

廃棄物処理施設を有する事業者に対する立入検査により、施設の稼働状況などを調査し、適正な運用および維持管理を指導します。

当年度実績

■ 立入検査 15 件

総括

廃棄物処理施設の適正な運用等を確保するため、定期的な立入検査を行っていく。

産業廃棄物の不適正処理の未然防止策

産業廃棄物対策課

概要

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止するため立入検査を実施し、処理状況の確認および適正処理に向けた指導を行います。

当年度実績

■ 立入検査 759 件

総括

定期的に監視パトロールを実施することで、効果のある指導に努める。

土砂堆積への対策

産業廃棄物対策課

概要

「川口市土砂の堆積等の規制に関する条例」に基づき、土砂の堆積の許可申請に対する審査を行うとともに、許可事業者からの定期報告を受理します。また、土砂堆積に関する調査や堆積を行っている者に対する指導を行います。

当年度実績

■ 許可申請数 3 件 ■ 許可数 2 件 ■ 立入検査 17 件

総括

適正な審査や指導を行うことで、市民の生活の安全の確保および生活環境の保全を図る。

基本目標 2

安全・安心・快適社会の実現

～安心して快適に暮らせるまち～

個別目標
3

公害防止対策の推進



施策の柱

- ✓ 公害防止対策の推進
- ✓ 監視、測定体制の充実

- ① 生活環境を保全するため、工場などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。

大気汚染に関する指導

環境保全課

概要

「大気汚染防止法*」、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設（ばい煙*・揮発性有機化合物*・粉じん*・水銀*に係るもの）を設置する事業者に対して立入検査を実施し、大気汚染拡散の防止を指導します。

当年度実績

立入検査状況

立入検査施設数 173 施設

適合 164 施設

不適合 9 施設

総括

大気汚染の拡散の防止を図るため、規制基準の遵守と施設の管理状況を注視するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。

アスベストに関する指導

環境保全課

概要

「大気汚染防止法」の規定により、建築物等の解体等工事に伴う除去作業などの発注者等に対して、アスベスト*飛散の防止を指導します。

当年度実績

立入検査状況

立入検査施設数 28 施設

適合 28 施設

総括

建築物等の解体等工事におけるアスベストの飛散の防止を図るため、作業基準の遵守状況を注視するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。



水質汚濁に関する指導		環境保全課						
概要	「水質汚濁防止法*」、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設を設置する事業者に対して、水質汚濁の防止を指導します。							
当年度実績	立入検査状況 (濃度規制) <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">立入検査件数</td> <td style="padding: 2px;">118 件</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適合</td> <td style="padding: 2px;">94 件</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不適合</td> <td style="padding: 2px;">24 件</td> </tr> </table>		立入検査件数	118 件	適合	94 件	不適合	24 件
立入検査件数	118 件							
適合	94 件							
不適合	24 件							
総括	公共用水域*や地下水における水質汚濁の防止を図るため、規制基準の遵守と施設の管理状況を注視するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。							

排水の規制		下水道維持課		
概要	法令に基づき立入検査を実施し、下水排除基準を超過した事業場に対して行政指導を行います。			
当年度実績	規制対象事業場 171 社 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検査</td> <td style="padding: 2px;">211 件</td> </tr> </table> ▶ うち基準超過による行政指導 24 件		検査	211 件
検査	211 件			
総括	法令に基づき、基準を超過した事業者に対し、引き続き行政指導を行う必要がある。			

建設作業の騒音・振動に関する指導		環境保全課				
概要	「騒音規制法*」、「振動規制法*」に定められる特定建設作業をする事業者に対して、騒音・振動の抑制を指導します。					
当年度実績	届出件数 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">騒音規制法</td> <td style="padding: 2px;">214 件</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">振動規制法</td> <td style="padding: 2px;">150 件</td> </tr> </table>		騒音規制法	214 件	振動規制法	150 件
騒音規制法	214 件					
振動規制法	150 件					
総括	建設作業場所周辺の生活環境が著しく損なわれないよう、規制基準の遵守状況と騒音・振動の防止の方法を確認するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。					

工場・事業場の騒音・振動に関する指導		環境保全課						
概要	「騒音規制法」、「振動規制法」、「埼玉県生活環境保全条例」に定められる施設の設置や作業をする事業者に対して、騒音・振動の抑制を指導します。							
当年度実績	届出件数 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">騒音規制法</td> <td style="padding: 2px;">54 件</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">振動規制法</td> <td style="padding: 2px;">44 件</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">埼玉県生活環境保全条例</td> <td style="padding: 2px;">19 件</td> </tr> </table>		騒音規制法	54 件	振動規制法	44 件	埼玉県生活環境保全条例	19 件
騒音規制法	54 件							
振動規制法	44 件							
埼玉県生活環境保全条例	19 件							
総括	工場・事業場の周辺の生活環境が損なわれないよう、規制基準の遵守状況と騒音・振動の防止の方法を確認するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。							

深夜営業騒音に関する指導		環境保全課		
概要	「埼玉県生活環境保全条例」に定められる業を営む事業者に対して、深夜営業騒音の抑制を指導します。			
当年度実績	事前指導 71 件 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">夜間パトロール</td> <td style="padding: 2px;">11 回</td> </tr> </table>		夜間パトロール	11 回
夜間パトロール	11 回			
総括	深夜営業を行う場所の周辺の生活環境が損なわれないよう、規制基準の遵守状況と音響機器の使用方法等を確認するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。			

土壌調査・対策の指導		環境保全課
概要	「土壌汚染*対策法」、「埼玉県生活環境保全条例*」の規定により、土地の所有者等に対して、土壌調査や対策等を指導します。	
当年度実績	届出・報告等件数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土壌汚染対策法 38件 ■ 埼玉県生活環境保全条例 30件
	土壌汚染対策法に基づく指定区域（令和5年度末現在）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要措置区域 1件 ■ 形質変更時要届出区域 17件
総括	土壌汚染の拡散防止とリスク管理を図るため、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。	

ダイオキシン類に関する指導		環境保全課
概要	「ダイオキシン類対策特別措置法*」に定められる施設を設置する事業者に対して、汚染拡散の防止を指導します。	
当年度実績	立入検査状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立入検査施設数 7施設 ■ 適合 7施設
総括	ダイオキシン*類による環境汚染の防止を図るため、規制基準の遵守と施設の管理状況を注視するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。	

悪臭に関する指導		環境保全課
概要	「悪臭防止法」の規定により、発生源の事業者に対して、悪臭の抑制を指導します。	
当年度実績	■ 苦情に基づく指導 0件	
総括	工場・事業場の周辺的生活環境が損なわれないよう、適宜、規制基準の遵守と悪臭の発生状況を確認するとともに、個別の条件に応じた情報提供と助言・指導を徹底する。	

公害防止組織の整備に関する指導		環境保全課
概要	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」に定められる施設を設置する事業者に対して、公害防止管理者等の選任を指導します。	
当年度実績	届出件数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 9件 ■ 埼玉県生活環境保全条例 93件
総括	公害の未然防止を図るため、工場・事業場ごとの整備選任の状況と管理体制が適正であるかを注視するとともに、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。	



② 大気、河川、騒音・振動、ダイオキシン*類、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。

大気汚染の常時監視		環境保全課						
概要	「大気汚染防止法*」の規定により、大気汚染の状況について調査・測定します。							
当年度実績	環境基準達成状況							
	調査地点	二酸化窒素* (NO ₂)	光化学オキシダント* (Ox)	浮遊粒子状物質* (SPM)	二酸化硫黄* (SO ₂)	一酸化炭素* (CO)	微小粒子状物質* (PM2.5)	
	一般環境	横曽根	○	-	○	-	-	-
	大気測定局	南平	○	×	○	○	-	○
		新郷	○	×	○	-	-	-
		芝	○	×	○	-	-	○
	自動車排出ガス測定局	安行	○	-	○	-	-	-
		神根	○	-	○	-	○	○
	達成率	100%	0%	100%	100%	100%	100%	
	評価方法	長期的評価	短期的評価	短期的評価 長期的評価	短期的評価 長期的評価	短期的評価 長期的評価	短期基準 長期基準	
総括	環境基準*の達成には、広域的な大気汚染物質の排出削減の取り組みが重要とされる中、更なる改善に向けた実効的な対応・啓発の検討を続ける。							

公共用水域*の常時監視		環境保全課			
概要	「水質汚濁防止法*」の規定により、河川の水質と底質について調査・測定します。				
当年度実績	環境基準の定められている3河川のBOD*について、1地点で環境基準を超過、その他の地点では環境基準を達成しました。				
	環境基準達成状況 (単位：mg/L)				
	河川	調査地点	BOD75%値	環境基準	達成
	芝川	在家橋	3.4	8以下	○
		天神橋	3.2		○
		青木橋	14		×
新芝川	山王橋	3.4	8以下	○	
綾瀬川	綾瀬新橋	3.7	5以下	○	
総括	今日の水質汚濁の原因は、生活排水が影響を与えているとされる中、更なる改善に向けた実効的な対応・啓発の検討を続ける。				

地下水の常時監視		環境保全課
概要	「水質汚濁防止法*」の規定により、地下水の水質について調査・測定します。	
	地域の全体的な地下水の水質を把握するための概況調査と、汚染が確認された地点について継続的に監視を行うための継続監視調査を実施します。	
当年度実績	概況調査を2地点で実施し、調査項目のすべてにおいて、環境基準を達成しました。	
総括	地下水汚染の未然防止のため、有害物質の地下浸透の禁止に資する実効的な対応・啓発の検討を続ける。	

自動車騒音の常時監視		環境保全課
概要	「騒音規制法*」の規定により、幹線交通を担う道路の騒音について測定・評価します。	
当年度実績	自動車騒音の面的評価* (単位：戸)	
	対象道路	評価対象住居等 環境基準*達成
	国道 298 号	333 302
	県道足立川口線	227 187
	県道さいたま草加線	630 628
	県道川口停車場線	2,573 2,572
	県道吉場安行東京線	634 633
	県道吉場安行東京線	309 304
	県道蕨桜町線	4,099 4,064
市道幹線 60 号線	623 621	
	合計 (評価対象の重複を除く)	9,395 9,281
総括	良好な状況の維持と更なる改善のため、道路管理者に対して、調査結果の提供と必要に応じた要請を続ける。	

ダイオキシン類の常時監視		環境保全課
概要	「ダイオキシン類対策特別措置法*」の規定により、環境中のダイオキシン*類について調査・測定します。	
当年度実績	環境基準*の定められている区分すべてにおいて、環境基準を達成しました。	
	大気 (単位：pg-TEQ/m ³)	
	測定地点	年平均 環境基準 達成
	南平測定局	0.023 0.6 以下 ○
	安行東小学校	0.016 ○
	芝樋ノ爪小学校	0.014 ○
	河川水質 (単位：pg-TEQ/L)	
	測定地点	年平均 環境基準 達成
	新芝川 (山王橋)	0.61 1 以下 ○
	河川底質 (単位：pg-TEQ/g) 地下水 (単位：pg-TEQ/L)	
測定地点	測定結果 環境基準 達成	測定地点 測定結果 環境基準 達成
新芝川 (山王橋)	7.3 150 以下 ○	道合 0.062 1 以下 ○
土壌 (単位：pg-TEQ/g)		
測定地点	測定結果 環境基準 達成	
並木町東児童遊園	0.13 1,000 以下 ○	
総括	良好な状況を維持するため、ダイオキシン類の発生抑制に資する実効的な対応・啓発の検討を続ける。	



有害大気汚染物質の常時監視		環境保全課			
概要	「大気汚染防止法*」の規定により、有害大気汚染物質について調査・測定します。				
当年度実績	環境基準の定められている4物質すべてにおいて、環境基準を達成しました。				
	環境基準達成状況				
	測定地点	ベンゼン*	トリクロロエチレン*	テトラクロロエチレン*	ジクロロメタン*
	南平測定局	○	○	○	○
	芝測定局	○	○	○	○
	神根測定局	○	—	—	—
達成率	100%	100%	100%	100%	
評価方法	年平均値				
総括	良好な状況を維持するため、有害大気汚染物質の排出削減に資する実効的な対応・啓発の検討を続ける。				

放射線量の測定		危機管理課ほか 担当課は参考資料『第3次川口市環境基本計画体系』参照	
概要	以下について、各施設等担当課が放射線量や放射性物質等の測定を行います。		
概要	空間放射線量	▶ 市内10地点（公園等） ▶ 保育所	▶ 市立幼稚園、小・中学校 ▶ 私立幼稚園
	給食食材の放射性物質	▶ 学校給食	▶ 保育所給食
	水道水の放射性物質	▶ ごみ焼却施設の放射性物質	▶ し尿処理施設の放射性物質
当年度実績	これまでに行った全ての測定の値は、国の定める基準値未満でした。		
総括	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関と連携して測定を継続する。 ▶ 年間の測定回数、測定地点数等は、測定値の状況を勘案して定める。 		

環境保全の取り組みと結果の公表		環境保全課
概要	市内の環境の常時監視、事業者等に対する規制と指導等について、毎年、概要・報告書にまとめて公表します。	
当年度実績	「環境保全行政の概要」、「川口市分析センター測定結果報告書」をホームページ上に掲載し、公表しました。	
総括	市民・事業者がより理解しやすい概要・報告書とするため、適宜、内容を改訂する。	

③ 計画的な下水道整備および水洗化を推進するとともに、下水道未整備地域では、浄化槽維持管理、法定検査の実施を促します。

➔ 2-3-①「水質汚濁に関する指導」参照

➔ 2-3-①「排水の規制」参照

公共下水道築造事業

下水道建設課

概要 下水道がまだ整備されていない地区に污水管を新設します。

当年度実績 荒川左岸南部流域と中川流域において、約 7,435m の污水管整備を実施しました。

総括 道路幅員が狭い場合や地下埋設物の影響などにより工事が難しく、下水道の整備費用が高くなる場所もあるが、今後も投資効果の高い整備を計画的に行う。

浄化槽に関する指導

環境保全課

概要 「浄化槽*法」の規定により、適切な維持管理（清掃・保守点検・法定検査）の実施を促します。

当年度実績 ■ 法定検査の受検指導 2,355 件 ■ 法定検査の受検に係る勧告 0 件

総括 生活環境の保全と公衆衛生の更なる向上のため、適時・適切な維持管理や正しい使用の周知をするとともに、法定検査の受検指導を徹底する。

浄化槽設置整備事業

環境保全課

概要 下水道事業計画策定区域以外の地域に、新たな合併処理浄化槽*の設置を促進します。

当年度実績 ■ 設置 3 基 ■ 補助金総額 930,000 円

総括 生活環境の保全と公衆衛生の更なる向上のため、既存単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

私道共同排水設備整備補助金制度

下水道維持課

概要 私道共同排水設備整備補助金制度は昭和 57 年度から実施しています。
現在の補助金制度は工事費の 10 分の 8 以内を補助額としています。

当年度実績 ■ 補助件数 12 件 ■ 補助金総額 38,236,000 円

総括 私道関係者間での協議状況や工事状況により、年度ごとに申請件数と補助金額に差が生じる。



④ 野外焼却を防止するため、パトロールの実施などにより指導を行います。

違法焼却防止パトロール

環境保全課

概要

「大気汚染防止法*」、「埼玉県生活環境保全条例*」の規定により、行為者に対して、大気汚染拡散の防止と生活環境への支障の防止を指導します。

当年度実績

■ パトロール 19回

■ 指導件数

24件

総括

違法焼却を行う場所の周辺的生活環境が損なわれないよう、パトロールを実施し、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。

⑤ アスベストを使用している建築物などの解体工事や除去作業において、飛散が生じないよう、立入検査・指導を行います。

➔ 2-3-①「アスベストに関する指導」参照

民間建築物アスベスト対策補助事業

建築安全課

概要

民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベスト*の飛散による市民への健康被害を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、吹付けアスベストまたはアスベスト含有ロックウールの除去工事等を行う建物所有者等に対し、その費用の一部を補助します。

総括

安全で安心して暮らすことのできる住環境づくりに努める。

⑥ 事業者に対して、有害化学物質の使用を抑制するよう、啓発します。

化学物質に関する啓発

環境保全課

概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」、「埼玉県生活環境保全条例*」の規定により、化学物質の排出抑制と適正管理を促します。

当年度実績

■ 届出件数

■ 化管法 79件

■ 埼玉県生活環境保全条例

89件

総括

化学物質の排出抑制と適正管理を促すため、届出・報告の遵守と集計結果の公表をすとも、適時・適切な情報提供と助言・指導を徹底する。



個別目標

4

快適なまちなみの形成



施策の柱

- ✓ まちの美化推進
- ✓ まちなみ景観の向上

①

町会・自治会や「川口市まち美化促進プログラム」登録団体をはじめとする市民・事業者・市が協働し、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止活動を推進します。

全市一斉クリーンタウン作戦

収集業務課

概要

- 1 市内の公園・公民館等公共施設を中心に一時集積所を設置。
- 2 参加する市民には自宅から各集積所までの道路等公共地の散乱ごみ（びん・飲料かん・紙くず・吸い殻等）を拾い集めてもらう。
- 3 各集積所には市環境部職員およびクリーン推進員*を配置し、分別の指導等にあたる。

当年度実績

■ 実施日 令和5年11月19日（日） ■ 参加者数 14,010人

■ 収集量 13,310kg ➡ うち一般ごみ 10,060kg、資源物等 3,250kg

総括

今後も PR 方法について工夫し、より多くの市民が参加することを目指す。

散乱防止および環境美化促進

収集業務課

概要

「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を定着させるため、美化促進区域であることを示す看板等の設置や、美化活動者の活動支援をします。

当年度実績

以下を実施しました。

- ▶ 「川口市まち美化促進プログラム*」登録団体の地域清掃活動に関するサポート
- ▶ 川口市ごみ不法投棄監視ウィークなどの啓発キャンペーン

総括

清掃活動に関するサポートおよび啓発キャンペーンを継続して実施する必要がある。

②

地域を清潔に保ち、生活環境を保全するため、関係機関との連携強化に努めます。

➡ 2-4-⑤「不法投棄対策」参照

③ 「川口市景観計画」「川口市景観形成条例」などにに基づき、景観形成基準における緑地の維持管理が継続的に実施されるよう努めます。

川口市景観計画推進事業		都市計画課
概要	<p>「景観法」が平成 16 年 6 月に制定され、本市は平成 17 年 7 月に同法の定める景観行政団体となりました。これを契機に、「景観法」の規定に基づく「川口市景観計画」および「川口市景観形成条例」を、さらに景観形成上で問題となる屋外広告物の規制に関する「川口市屋外広告物条例」を制定し、川口市景観計画推進事業として良好な景観施策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 景観法に基づく届出 景観計画の趣旨を伝え、良好な景観形成を図ります。 ▶ 屋外広告物条例に基づく許可 広告物の設置や管理状況を把握するとともに、広告物による課題を改善し良好な景観形成を図ります。 ▶ 景観まちづくり発信事業 良好な景観・デザインやまちづくり活動等の担い手を発掘し、好事例を蓄積・マップ化して市民や市訪問者に対して情報発信をすることにより景観に関する意識の高揚を図ります。 	
当年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観法に基づく届出 148 件 ■ 景観まちづくり発信事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物条例に基づく申請 201 件 専用ホームページ「才職建美」に魅力的な建築物の新事例 3 件を追加
総括	良好な景観形成の向上のため、今後も情報発信に努めていく。	

④ 快適なまちなみの形成に向けて、地区計画制度を活用し、緑化の推進を図ります。

地区計画制度		都市計画課
概要	<p>一部の地区計画区域については、快適で住み良い街並みの形成および、緑豊かな居住環境のあるまちづくりの実現を目指すため、緑地を敷地面積の 5~10%確保し、緑化の推進を図ります。</p>	
当年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画法に基づく届出 96 件 	
総括	今後も緑化の推進を図っていく。	



⑤ 不法投棄の多い場所を中心にパトロールを実施し、不法投棄の未然防止を図ります。

不法投棄対策		資源循環課	収集業務課			
概要	市内の不法投棄防止に関し、職員による巡回パトロールを実施します。また、委託による監視および回収業務も併せて実施し、不法投棄の未然防止を図ります。					
当年度実績	不法投棄監視パトロール	261 日	市内ごみステーションの夜間監視	210 日		
	不法投棄・不適正処理の対応状況					
		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
	排出指導件数	167	219	151	194	503
	家庭系	81	135	107	134	446
事業系	86	84	44	60	57	
不法投棄処理件数	8,343	10,608	10,476	21,302	28,720	
不法投棄処理量 (t)	224.72	231.08	232.08	299.89	300.54	
総括	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみステーションの夜間監視について、中国語を理解する警備員を配置し、対応を継続する。 ▶ 面会ができなかった事業者に対して、指導を継続していく。 					

⑥ 食品を取り扱う事業者の廃棄物の適正な排出を促進します。

廃棄物処理の説明会		資源循環課		
概要	保健所の飲食店営業許可更新説明会に併せて、事業者にも事業系廃棄物の適正処理の説明をします。			
当年度実績	実施回数	20 回	対象事業者	178 件
総括	適切な廃棄物処理方法の周知徹底を図る。			

飲食店等への一斉監視		食品衛生課	資源循環課	下水道維持課
概要	保健所・環境部・上下水道局が合同で飲食店等を訪問し、それぞれが所管する事項について、実態状況・履行状況の確認・周知・指導と啓発活動を実施します。			
当年度実績	①	実施日	令和 5 年 7 月 27 日 (木)	
		対象地域	西川口駅東口・西口	訪問件数
	②	実施日	令和 5 年 11 月 7 日 (火)	
		対象地域	川口駅東口	訪問件数
総括	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市内全ての事業者への指導・啓発を行えるよう、多言語に対応した立入調査を実施する。 ▶ 他部局と連携を取り、今後も効率的な指導を継続していく。 ▶ 下水道施設の維持管理のため、引き続き啓発に努める必要がある。 			



基本目標 3

自然共生社会の実現

～豊かな自然とともに暮らせるまち～

個別目標

5

生物多様性の保全



施策の柱

- ✓ 自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全
- ✓ 生物多様性の保全に向けた普及啓発

① 自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、動植物の実態把握に努めます。

川口いきもの調査

自然保護対策課

概要

自然や生きものの保全を図るため、市内に生息・生育する 10 種の指標生物（オオカマキリ、ヤマトタマムシ、シジウカラなど）を中心とした調査を実施します。

1 調査員
登録

2 生きもの
発見

3 環境省「いきものログ」
または紙の調査票で報告



当年度実績

■ 実施期間 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月

■ 調査員登録 313 人

■ 報告 全 719 種 4,514 件

総括

コアジサシやミドリシジミなどの希少種を含め、多くの報告をいただいた。調査結果は、今後の生物多様性の保全に活用していく。

川口いきもの図鑑		自然保護対策課
概要	市でこれまでに実施した生態系調査や、市民参加型の「川口いきもの調査」で生息が確認された生きもののうち、鳥類や昆虫類など 412 種の情報をまとめた「川口いきもの図鑑」を作成します。	
当年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 配布先 ▶ 支所、公民館、図書館等の公共施設 配布部数 ▶ 5,000 部 	
総括	子どもたちが身近な自然の中で生きものと触れ合い、学ぶきっかけとなることに加え、自然環境や生命を大切にする心が育まれる一冊となっており、市内各施設等での配布を通して周知啓発に努めていく。	

- ② 樹林地の保全や公園の整備、河川の緑化を図り、水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進し、生物の生息・移動空間の形成に努めます。

芝川改修事業		河川課
概要	芝川の護岸整備にあたり、生態系に配慮した水辺環境の維持・再生を推進します。	
当年度実績	▶ 高水護岸にイワダレソウを 216 株植生 ▶ 護岸整備 18m、樋門整備 1 箇所を実施	
総括	工場や住宅が密集しているため事業用地の確保が難航しており、護岸整備に時間を要する。	

公園整備事業		公園課
概要	水と緑の美しい都市づくりの一環として、都市機能を十分発揮できるよう、公園を整備します。	
当年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園等の面積 2,126,818 m² 都市公園拡張整備 中央地区と青木地区において公園拡張整備を行った。 	
総括	今後も引き続き新たな公園整備に努めていく。	

- ③ アライグマなど外来生物の駆除に努めます。

アライグマの防除		自然保護対策課
概要	アライグマは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」にて特定外来生物に指定されており、埼玉県では被害の拡大を防ぐために広域的な防除を目的に「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定しています。本市もこれに同意し、防除を実施しています。	
当年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 罠設置件数 280 件 防除数 85 頭 	
総括	特定外来生物に指定されたアライグマは全国的に増加傾向となっている。	



- ④ 市民が身近な自然に気づくように自然観察会を開催するなど、生物多様性への興味喚起に努めます。

▶ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

川口いきもの通信		自然保護対策課
概要	生きものに関する記事を掲載した広報誌を発行し、小学生や公共施設などに配布します。	
当年度実績	7月、11月、2月の計3回発行しました。 ■ 配布先 ▶ 市内小学生 ▶ 各公民館等の公共施設ほか ■ 配布部数 約 102,000 部	
総括	自然観察会や自然保護団体の活動の様子などを掲載した。今後も生物多様性の保全について周知啓発していく。	

- ⑤ 生物多様性に関する市民の理解を深めるため、各種イベントにおける情報発信に努めます。

▶ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照



個別目標

6

みどり・水辺の保全



施策の柱

- ✓ 緑地の保全
- ✓ 公園の整備
- ✓ 河川、水辺の保全、整備
- ✓ 農地の保全

① 法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。

安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業

みどり課

概要

該当地域において行われる建築物等の新築・宅地の造成等を行う者に、行為の内容を届け出させると共に、緑化への協力を依頼します。

当年度実績

届出件数

■ 安行近郊緑地保全区域内行為 44件

■ 県立安行武南自然公園区域内行為 2件

総括

保全すべき緑地の減少が進行していることから、法令による届出だけによらない保全策の検討が必要となっている。

② 貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。

緑地保全事業

みどり課

概要

優良緑地が相続等により開発のおそれが生じた場合に、市条例に基づき公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。

当年度実績

■ 公有地化面積 118.62 m²

総括

保全緑地*等のほとんどが民有地であり、常に開発の圧力にさらされている。特に相続等を原因とする開発が多く、今後は公有地化財源の確保方策と計画的な公有地化を検討していく。

③ 市民との協働により、樹林地の保全・管理を推進します。

自然再生活動団体助成金

みどり課

概要

ボランティアに対して、さまざまな支援を展開・充実させていくために、基金を活用し、市内の緑地の再生活動を行う団体の活動を支援します。

当年度実績

■ 助成金の交付対象団体数 8団体

総括

緑地の保全は地域住民に維持・保全活動を行っていただくことを理想とするが、昨今地域住民の理解が得られず、新たなボランティア団体の発掘・育成が困難な状況である。また、既存の団体も構成員の高齢化が進み、団体の維持も課題となっている。



④ 治水対策、水質改善とともに生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。

➔ 3-5-②「芝川改修事業」参照

芝川・新芝川水環境改善連絡会

河川課

概要

芝川・新芝川水環境改善連絡会を通じて行政間で情報を共有し、水環境の維持および改善に努めます。

当年度実績

新型コロナウイルス感染症拡大の状況をふまえ、活動はなし。

綾瀬川・芝川等浄化導水事業

河川課

概要

水環境の悪化が著しい綾瀬川や芝川等では、「水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス2）を策定し、市民や行政が一体となって流域全体でさまざまな取り組みを実施してきました。その一環として、トンネルの上部を地下鉄、下部を河川の導水路として利用する全国初の取り組みをし、綾瀬川等に荒川の水を導水する事業を実施します。

当年度実績

■ 導水量 最大 3 m³/秒

総括

現況河川の水量を考慮し、計画的な導水が必要となる。

河川・水路^{しゅんせつ}浚渫事業

河川課

概要

水質汚濁防止対策のために、市内の河川・水路の底に溜まっている土砂を除去します。

当年度実績

■ 浚渫 約 2,759 m³

総括

浚渫が必要な河川が多々あり、計画的な浚渫が必要となる。

⑤ 市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺環境を整備します。

➔ 3-5-②「芝川改修事業」参照

⑥ 市街地内において、身近に自然とふれあうことができる公園を整備します。

➔ 3-5-②「公園整備事業」参照

⑦ 「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく緑化率による規制のほか、生垣設置や屋上緑化などにより緑化を推進します。

生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業

みどり課

概要 市内に新たに設置する生け垣や植込地、屋上・壁面の緑化をする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。(屋上・壁面緑化については、市街化区域のみ)

当年度実績 ■ 補助件数 2件 ■ 補助金総額 344,300円

総括 積極的な周知を図ったことで多くの相談があった。

⑧ 市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。

緑のまちづくり地域緑化事業

みどり課

概要 市内各所の公園や道路等で草花の植え付けや水やりなどの管理を行うボランティア団体に対し、補助金を交付し、花苗や肥料等の購入費用を補助します。また、ボランティアに対して講習会を行います。

当年度実績 ■ 補助金を交付した活動団体数 7団体

総括 ボランティアの高齢化に伴い、活動団体・場所が減っているため、既存団体の維持への取り組みや新たなボランティア団体の発掘・育成が課題となっている。

種苗等支給事業

みどり課

概要 市内各所の公園や道路等で草花の植え付けや水やりなどの管理を行うボランティア団体に対して、種苗や肥料等を支給します。

当年度実績 ■ 活動団体数 69団体 ■ 支給種苗株数 32,567株

総括 ボランティアの高齢化に伴い、活動団体・場所が減っているため、既存団体の維持への取り組みや新たなボランティア団体の発掘・育成が課題となっている。

⑨ 農地パトロールを実施し、遊休農地の発見や、違反転用および不法投棄を未然に防止することにより農地の保全に努めます。

農地パトロール

農業委員会事務局

概要 遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見のため、毎年農地パトロールを実施し農地の保全に努めます。

当年度実績 ■ 一斉パトロール 1回

総括 遊休農地等の解消のため、農地の利用意向調査を実施し、所有者等の意向を踏まえ農地の有効利用を促進する。



⑩ 身近な緑地空間である生産緑地地区の新規指定に努めます。

生産緑地指定事業		みどり課
概要	災害の防止や農業と調和した都市環境の保全に資する農地については、生産緑地*地区として新規・追加指定を進めます。	
当年度実績	■ 新規指定面積 2,100 m ²	
総括	新規指定を促すほか、年々買取申出により生産緑地地区が減少していることから、残存する生産緑地を今後も都市機能の一部として継続的に残していくために、農業経営の支援および農地の利活用策が必要となっている。	

⑪ 遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。

地域農業活性化事業		農政課		
概要	市民農園の開設および運営管理に対して支援を行います。			
当年度実績	■ 見沼ふれあい農園	7,331 m ² (87 区画)	■ 赤芝ふれあい農園	1,475 m ² (32 区画)
	■ 道合ふれあい農園	1,982 m ² (45 区画)	■ 八幡木ふれあい農園	1,786 m ² (47 区画)
	■ ベジファーム川口	2,521 m ² (80 区画)	■ アースウィンドファーム	2,706 m ² (57 区画)
	■ シェア畑蕨イーストファーム	2,709 m ² (223 区画)	■ シェア畑川口	2,701 m ² (192 区画)
	■ 安行梅松園たかやまファーム	2,821 m ² (110 区画)		
総括	農地の有効利用を図ることで、農地の減少を抑え、都市農業としての機能や価値を高めていく。			

基本目標 4

低炭素社会の実現

～地球環境に配慮した暮らしを実践するまち～

個別目標
7

温室効果ガス排出量削減の推進



施策の柱

- ✓ 家庭、事業所における温室効果ガス*排出量削減の推進
- ✓ 公共施設における温室効果ガス排出量削減の推進

- ① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。

➔ コラム 1「地球温暖化対策活動支援金」P50 参照

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

環境月間啓発事業

環境総務課

資源循環課

概要

6月の「環境月間」に、環境問題について関心をもっていただくことを目的として、公共施設に環境パネルを展示します。

総括

市内施設でのパネル展示を通し、環境意識向上のため広く市民に周知した。環境基本法で定める6月5日の「環境の日」に合わせ6月を環境月間とし、今後も啓発に努める。

かわぐちエコドライブ宣言

環境総務課

概要

環境性+経済性+安全性をトータルに高める運転方法であるエコドライブの輪を広げるため、エコドライブ宣言をしていただいた方に、ステッカーや宣言証をお配りしています。

当年度実績

■ 申請数 4,764人（累計）

総括

公共交通機関や自転車の利用促進と合わせて推進していく。

- ② 家庭における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

➔ コラム 1「地球温暖化対策活動支援金」P50 参照



③ 事業所における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

国際規格等認証取得支援事業		経営支援課
概要	市内中小企業が ISO14001*などの国際規格認証、エコアクション 21*、エコステージ*、KES（京都環境マネジメントシステム*）といった環境に配慮した経営体制の創出を図る国内認証を取得する際に、審査登録機関に支払う経費の一部を助成しています。	
総括	近年国際規格の申請件数は全国的に減少傾向にあり、当支援事業の申請数についても減少していたことから、令和元年度をもって事業廃止。	
中小企業技術高度化設備資金		経営支援課
概要	市内中小企業者に対し、先進的な機械を導入する等、生産能力向上を図るために必要な融資を対象となる設備に行い、融資金額の利息に対し利子補給を行います。この対象となる設備のうち、エネルギーマネジメント分野に省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備があります。	
当年度実績	■ 対象融資件数 0 件	■ 対象融資総額 0 円
総括	令和5年度については、省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備を対象とした融資申請はなかった。	
商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金		産業振興課
概要	商店街等が商店街の活性化のための施設を設置する際に補助を行います。この施設には環境対応施設が含まれます。	
当年度実績	商店街に補助金を交付し、LED 街路灯の改修を行いました。	
	■ 補助件数 1 件	■ 補助金額総額 2,456,000 円
総括	商店街における多くの街路灯が水銀*灯から LED 化されている。改修後、長期間経過している街路灯については、より省エネルギー効果の高い LED 灯改修への補助を行っていく。	
地域貢献発電支援金		環境総務課
概要	公益的施設の所有者等が、太陽光発電設備および蓄電池を設置するとともに、地域住民に環境教育または非常時の電源供給を行うことに対して、対象経費の 2 分の 1 以内（上限各 60 万円）を支援する制度です。	
当年度実績	■ 支援件数 1 件	■ 支援金総額 1,200,000 円
総括	制度内容のさらなる周知を図る。	

④ 市民共同による再生可能エネルギー設備の導入を支援します。

かわぐち市民共同発電支援金

環境総務課

概要

公益的団体が市民と共同して公益的施設に太陽光発電設備および定置型リチウムイオン蓄電池を設置することに対して、対象経費の2分の1以内（上限各60万円）を支援する制度です。

総括

「かわぐち市民共同発電支援金」は令和3年度をもって廃止となった。

⑤ ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを最大限回収し、廃棄物処理施設において有効活用を図ります。併せて、より効率の良い方法などの調査・研究を行います。

エネルギー回収事業

戸塚環境センター

朝日環境センター

概要

ごみ焼却によって発生する熱を有効利用するためにボイラー・タービンを設置し、発電と温水供給を行っています。

当年度実績

戸塚環境センター

発電した電気は戸塚環境センターで利用しています。また、入浴施設である厚生会館の温水にも利用されています。

■ 発電量 5,593,340kWh

朝日環境センター

発電した電気は朝日環境センターおよびリサイクルプラザで利用し、余剰電力については入札により電気事業者へ売却しています。温水についてはサンアール朝日に供給しています。

■ 発電量 35,171,763kWh

総括

今後も施設の適切な維持管理により、エネルギー回収に努める。

⑥ 「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

➡ 達成状況と推移 4「市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量」参照

電力の調達に係る環境配慮契約

契約課

環境総務課

概要

電力調達の契約をする際に、二酸化炭素の排出量が少ない小売電気事業者と契約するための方針を策定し、公共施設の電力使用による温室効果ガス*の排出量削減に取り組んでいます。

総括

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスは電気の使用によるものが多いため、引き続き排出量の少ない小売電気事業者との契約を推進する。

市有施設の省エネ最適化診断

環境総務課

概要

専門的知見から施設の省エネ化や再エネ利用提案などを受け、エネルギー利用を最適化し、温室効果ガス*排出量の削減等を図ります。

当年度実績

■ 実施施設 0件

総括

施設の状況を把握し、時期をとらえて実施していく。



その他の関連事業

ゼロカーボンシティ宣言

環境総務課

概要

令和4年3月3日、定例市議会において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す自治体「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

総括

2050年脱炭素社会に向けて、取り組んでいく。

新製品等開発試作費補助金

産業振興課

概要

(公財)川口産業振興公社が実施する川口新製品等開発振興奨励制度に基づき試作の対象として推薦された事業等、一定条件を満たした事業に対し、その試作費用の一部を補助する制度です。

当年度実績

■ 補助件数 0件

総括

商品化することに価値ある新製品、新技術に関する提案等に対して補助を行っている。また、温室効果ガスの削減等に配慮した商品・技術開発の試作費等への補助も行っていく。

再生可能エネルギー由来電力の利用に関する研究

環境総務課

概要

市内で発電された再生可能エネルギー由来電力の地域内利用について調査・研究を行います。

当年実績

■ オンライン配信視聴 地域による地域のための地域新電力 連続講座 2023

総括

地域の特徴を踏まえた分散型エネルギーシステムの転換について、引き続き調査・研究を行う。

森林の里親(かわぐち・たてしなの森)

環境総務課

みどり課

概要

本市と長野県立科町が協働して立科町内の森林整備を実施することにより、森林の保全および地球温暖化対策等を推進します。

総括

令和6年3月28日に「森林の里親(かわぐち・たてしなの森)協定書」を締結した。

先端設備等導入計画の認定

産業労働政策課

概要

中小企業者が先端設備等導入計画の認定を受け、労働生産性の向上する設備を導入した際に、その設備に係る固定資産税が減額となる制度で、設備投資を推進することで、省エネルギーとなり、温室効果ガス*の排出量削減に繋がる。

当年度実績

■ 申請件数 35件

総括

制度の主旨は労働生産性の向上だが、設備投資は、結果として省エネルギーになることが多く、温室効果ガスの排出量削減に繋がるため、今後も設備投資を推進していく。



個別目標

8

まちの低炭素化の推進



施策の柱

- ✓ 省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の推進
- ✓ 公共交通、自転車利用の促進

① 省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。

▶ コラム1「地球温暖化対策活動支援金」P50 参照

川口市住宅リフォーム補助金

住宅政策課

概要

市内の住宅を改修する工事のうち、対象となる部分について費用の一部を市で助成します。対象となる工事には、以下のような環境性能を向上させる工事が含まれます。

- ▶ 窓の改修（二重サッシ、ペアガラス等）
- ▶ 床壁天井等の断熱改修
- ▶ ヒートポンプ式床暖房の設置 ほか

総括

既存住宅ストックの有効活用の促進を図るため、継続的に事業を実施していく。

建築物の適合性判定、届出の受理および指導・助言

建築安全課

概要

エネルギーの効率的な利用のための措置の適確な実施を確保するため、必要があると認めるときは、設計や施工および維持保全に係る事項について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき必要な指導と助言をします。

当年度実績

■ 届出の受理 118 件

総括

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する市民の理解を深めるとともに、その実施に関する市民の協力を求めるよう努める。

低炭素建築物に関する制度の周知・情報提供

建築安全課

概要

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、省エネルギー性能に優れ、炭素排出量を抑制した建築物を低炭素建築物に認定することにより、環境への負荷を軽減します。

当年度実績

■ 認定 42 件

総括

低炭素建築物に関する知識の普及および情報の提供に努める。



住宅の建築および維持保全に関する計画の認定		建築安全課
概要	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を長期優良住宅として認定することにより、住宅の解体等による廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を軽減します。	
当年度実績	■ 認定 334 件	
総括	長期優良住宅に関する知識の普及および情報の提供に努める。	

② 街区単位や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティ*について、調査・研究を行います。

川口市版スーパー・シティプロジェクト		企画経営課	都市計画課
概要	川口駅周辺のまちづくりにおいて、「川口駅周辺まちづくりビジョン」に掲げる取り組みを中心に、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを進めていきます。		
総括	令和5年度に埼玉版スーパー・シティプロジェクトにエントリーしており、今後、各取り組みの進捗を踏まえ、地域まちづくり計画を作成し、県に提出する。		

③ 省エネルギー性能に優れた LED 道路照明灯への切り替えを推進します。

➔ 4-7-③「商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金」参照

LED 道路照明灯の設置・交換		道路維持課
概要	交通安全上危険な箇所に LED 道路照明灯を新設します。また、既存のものは LED に交換します。	
当年度実績	■ LED 道路照明灯の新設 219 基	■ LED への交換 40 基
総括	毎年安定した財源を確保する必要がある。	

④ 電気自動車・燃料電池自動車などの次世代自動車の普及を促進します。

➔ コラム 1「地球温暖化対策活動支援金」P50 参照

⑤ 商用水素ステーションの設置を促進します。

➔ コラム 1「地球温暖化対策活動支援金」P50 参照



⑥ 公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。

公共交通の利便性向上および利用促進		都市交通対策室
概要	自家用車に比べ、より環境負荷の低い公共交通機関の利用を促すため、各交通事業者に対し要望活動と利用促進策を実施します。	
当年度実績	■ バス事業者	本市から輸送力増強等の要望を行いました。
	■ 鉄道事業者	埼玉県を通じ「鉄道整備要望」を行いました。
	■ 埼玉高速鉄道株式会社	埼玉県が主体となって行っている、利用促進の取り組みに対する支援を行いました。
	■ 埼玉高速鉄道線・市内 6 駅合計の一日平均乗車人数	61,681 人
総括	今後も各交通事業者に対する要望活動等を継続していく必要がある。	

シェアサイクル実証実験		都市交通対策室
概要	以下の課題に資する、新たな都市交通システムとして、シェアサイクルの活用促進を図ります。	■ ご利用はこちらから 
当年度実績	▶ 公共交通の機能補完・代替	▶ 路上駐輪の抑制
	▶ 回遊性向上	▶ 災害時の交通機能の維持
当年度実績	公有地等における実証実験を実施。(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)	
	■ 利用回数	358,353 回 (民有地含む)
総括	シェアサイクルの有効性および課題を検証するため、今後も事業を継続する。	



⑦ 関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。

交通安全施設整備事業		交通安全対策課	
概要	歩行者の安全を確保するため、定周期・押ボタン式信号機等の設置について所轄の警察署に要望を行います。		
当年度実績	川口署	定周期 0 基	押ボタン式 0 基
	武南署	定周期 0 基	押ボタン式 0 基
総括	必要な箇所について、すみやかに要望を行った。		

道路補修事業		道路維持課	
概要	自動車・自転車交通の円滑化に資するため、舗装が損傷した道路の舗装改修・補修工事を実施し、車両の走行性能の向上を図ります。		
当年度実績	舗装延べ面積	33,882 m ²	
総括	舗装の劣化の進行に対して、舗装改修・補修工事の計画的な実施に向けた財源の確保が必要となる。		

道路整備事業		道路維持課	道路街路課
概要	道路整備に伴い、車道を狭め、歩道の拡幅を行い、また、段差などを解消します。		
当年度実績	以下の既存の歩道をバリアフリー型に改修及び歩道の拡幅を行い、歩行者の利便性向上に努めました。		
	▶ 幹線第 40 号線、幹線第 46 号線、幹線第 58 号線、幹線第 66 号線、幹線第 98 号線、青木第 306 号線		
総括	地先権利者や占用者の協力が必要となり、協議等に時間を要する。		

歩行空間の整備促進		交通安全対策課	
概要	自動車の流入を抑制するエリアの設定や一方通行規制などの導入促進を図るため、関係機関に要請します。		
当年度実績	交通規制等について警察署に要望しました。		
総括	▶ 交通規制等が必要な箇所について、すみやかに要望を行った。 ▶ 毎年安定した財源を確保する必要がある。		

自転車通行空間整備事業		道路維持課	
概要	自転車レーンの設置や路面標示の塗布等による自転車通行空間整備を実施します。		
当年度実績	整備	並木 2 丁目	
総括	長期的継続事業であるため、計画的な予算の確保が必要となる。		



コラム 1 地球温暖化対策活動支援金

環境総務課

市が支援金を交付している対象システムの概要と、令和 5 年度の交付件数の実績は以下のとおりです。

- ✓ 設置後・購入後の事後申請となります。(増設は対象外)
- ✓ 市内に住所を有し、原則としてその住宅に居住している必要があります。
- ✓ 支援金額は、設置費・購入費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、各上限まで交付します。なお、市内業者を活用した場合は増額します。(FCV、EV、公共用 EV 充電器は除く)

太陽光発電システム

■ 当年度実績 245 件

市内の住宅に太陽光発電システムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、電気事業者と電力受給契約を締結のうえ、継続して使用する活動。

支援金上限額 ■ 市内業者 200,000 円 ■ 市内業者以外 80,000 円

※ 6kW 以上の設置で 1kW につき 20,000 円増額、上限 100,000 円

コージェネレーションシステム

■ 当年度実績 99 件

市内の住宅にコージェネレーションシステム* (エネファーム) を設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動。

支援金上限額 ■ 市内業者 60,000 円 ■ 市内業者以外 50,000 円

雨水貯留施設

■ 当年度実績 15 件

市内の住宅に雨水貯留施設を設置、または同施設が設置された新築の住宅を購入するか、浄化槽*からの転用により、継続して雨水を有効利用する活動。

支援金上限額 (浄化槽転用) ■ 市内業者 120,000 円 ■ 市内業者以外 100,000 円

支援金上限額 (その他) ■ 市内業者 24,000 円 ■ 市内業者以外 20,000 円

生ごみ処理容器

■ 当年度実績 222 件

市内の住宅において、家庭から排出される厨芥類 (生ごみ) の自家処理により生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該容器を使用する活動。

支援金上限額 ■ 市内業者 24,000 円 ■ 市内業者以外 20,000 円

太陽熱利用システム

■ 当年度実績 1 件

市内の住宅に太陽熱利用システム (自然循環型・強制循環型ともに可) を設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動。

支援金上限額 ■ 市内業者 200,000 円 ■ 市内業者以外 80,000 円

地中熱利用システム

■ 当年度実績 0 件

市内の住宅に地中熱利用システムを設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動。

支援金上限額 ■ 市内業者 200,000 円 ■ 市内業者以外 80,000 円

定置用リチウムイオン蓄電池

■ 当年度実績 245 件

市内の住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動。

支援金上限額 ■ 市内業者 200,000 円 ■ 市内業者以外 80,000 円

HEMS

■ 当年度実績 63 件

市内の住宅に HEMS*（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）を設置し、または、同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動。

支援金上限額 ■ 市内業者 24,000 円 ■ 市内業者以外 20,000 円

FCV

■ 当年度実績 0 件

自家用として FCV（燃料電池自動車）を購入し、主に市内において継続して使用する活動。

支援金上限額 300,000 円

EV

■ 当年度実績 128 件

自家用として EV（電気自動車）を購入し、主に市内において継続して使用する活動。

支援金上限額 50,000 円

公共用 EV 充電器

■ 当年度実績 0 件

公共用 EV 充電器を設置し、継続して運用する活動。

支援金上限額 100,000 円



FCV（参考：市公用車）



個別目標

9

気候変動適応策の推進



施策の柱

- ✓ 豪雨対策の推進
- ✓ 熱中症・感染症対策の推進

①

排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水調整池や雨水貯留管などの貯留施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。

開発行為等における雨水流出抑制

河川課

下水道維持課

概要

当市における開発行為等を対象に、雨水流出抑制施設の設置および構造に関わる技術的な基準の詳細を示します。

当年度実績

■ 雨水流出抑制に係る事前協議 ■ 開発行為 79件 ■ 公共施設 12件

総括

開発行為や公共施設整備に該当しない小規模開発においては、雨水流出抑制が十分に捕捉できていない。昨今局地的な集中豪雨が頻発している現状を考えると、充足率が不十分である。

雨天時雨水排除

ポンプ場管理センター

概要

地盤の低い地域で自然流下によって排水できない雨水をポンプで揚水して、放流地域に排水します。

当年度実績

■ 年間総排水量（雨水） 19,394,509m³

総括

- ▶ ポンプ場の電気機械設備は耐用年数を大幅に超え老朽化が進んでいる。計画的・効率的に設備の更新を目的とするストック・マネジメント事業を進めている。
- ▶ 地震による被害を最小限にするため、ポンプ場の耐震化事業を進めている。
- ▶ 豪雨によるポンプ場の浸水被害を防ぐため、耐水化計画を作成し進めている。

下水道管きよ施設の維持管理

下水道維持課

概要

川口市公道内の下水道管きよ全体の維持管理として、点検調査・清掃・管きよの更新・管きよの補修等を行っています。

当年度実績

■ 点検調査 15.4 km ■ 清掃 4.4 km ■ 管きよの更新 2.21 km

総括

長期的な老朽管きよ更新計画書を作成しているが、膨大な延長があるため多額の予算を要する。

河川、水路等の工事の設計・施工・監督・維持管理		河川課
概要	市内の河川施設における治水安全度の向上を図るため、水路整備を行います。	
当年度実績	■ 改修延長 約 415m	
総括	河川施設の更新・改修等が必要な河川が多くあるため、計画的な整備が必要である。	

下水道管きよの敷設		下水道建設課
概要	雨水管等を整備し、浸水被害の軽減を図ります。	
当年度実績	■ 雨水管の敷設 約 394m	
総括	雨水管等の整備には多額の費用と時間がかかるが、今後も投資効果の高い整備を計画的に行う。	

雨水貯留施設の整備工事		河川課
概要	多量の降雨が発生した際、雨水を貯留する事ができるよう、雨水貯留施設を建設し、周辺地域の浸水のリスクを低減します。雨水貯留施設は地下式とし、地上部分は従来通りグラウンドとして有効活用します。	
当年度実績	■ 貯水量 ■ 柳崎第 5 公園 500t ■ 柳崎第 6 公園 500t	
総括	集中豪雨や台風などの大雨により、浸水被害が発生しているため、計画的な整備が必要である。	

グリーンインフラ活用基盤整備		公園課
概要	既存インフラの負担軽減等を図るため、街路緑地帯の基盤および公園内の芝生地・植栽地のグリーンインフラ化を行います。	
当年度実績	■ 並木元町公園での試験施工 公園一部区域での試験施工を実施した。 ■ 整備面積 66 m ²	
総括	今後も引き続き街路緑地帯や公園での基盤整備に努めていく。	

雨水の地下浸透の推進		道路街路課	各土地区画整理事務所
概要	道路改良事業及び土地区画整理事業の施行に伴い、道路（歩道）においては、透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透を推進します。		
当年度実績	■ 道路改良事業 幹線 40 号線 16.8 m ² ■ 土地区画整理事業 芝東第 3 土地区画整理事業 都市計画道路 南浦和前川線 392.6 m ² 芝東第 4 土地区画整理事業 都市計画道路 芝神根線ほか 4 路線 549.4 m ² 里土地区画整理事業都市計画道路 蕨流山線 373.3 m ²		
総括	長期的継続事業であるため、計画的な予算の確保が必要となる。		



② 洪水ハザードマップやハザードマップアプリの周知に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。

ハザードマップの周知		危機管理課
概要	<p>防災本 防災 ハンド ブック</p> <p>配布場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 第一本庁舎（危機管理課） ▶ 各支所 ▶ 各公民館 ▶ 各駅前行政センター ▶ 消防局 ▶ 南・北・東消防署 <p>市ホームページでも ご覧になれます</p> 	
	<p>ハザード マップ アプリ</p> <p>概要</p> <p>災害時の備えや避難方法の周知を目的に発行しています。</p> <p>地図や端末のカメラ機能を介して表示される実際の風景に合わせて、防災情報等を確認できるアプリです。</p> <p>無料ダウンロードはこちらから</p> <p>App Store </p> <p>Google Play </p> <p>（※一部端末において、正常に起動できない事象が発生しております。）</p>	
総括	本市ハザードマップの更なる認知度向上を図るため、今後も様々な機会・媒体を通じて周知に努めていく。	

防災行政無線での情報発信		危機管理課
概要	無線放送	防災情報を市内全域に向けて放送しています。また、放送の聞き取りづらい地域を把握し、スピーカーの新設および更新を順次実施します。
	テレホンサービス	無線放送の内容を電話で確認できるサービスです。（通話料無料） ▶ 0800-800-4344 ▶ 電話が繋がった後はアナウンスに従って操作してください。
	テキスト配信	無線放送の内容を「きらり川口情報メール」および「川口市公式 LINE」にて配信しています。また、ホームページに配信履歴を公開しています。
総括	「音量が小さい・聞こえない」と「音量が大きすぎる」両方の意見をいただくなかで、市民の生活環境に配慮しつつ、すべての地域に放送内容が伝わる環境を整備していく。	



③ 猛暑日の増加の対応策として、屋上緑化、グリーンカーテンの推進に努めます。

➡ 3-6-⑦「生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業」参照

グリーンカーテン啓発事業

環境総務課

概要

夏場の室温上昇を抑えることによる「冷房負荷の軽減」、地面や建物壁面の表面温度を抑えることによる「ヒートアイランド現象*の緩和」、植物を植えることによる「二酸化炭素の削減」を目的として実施します。

当年度実績

■ 実施施設数 戸塚環境センターを含めた 36 施設

総括

グリーンカーテンを市域に広げるためにも継続して実施していく。

④ 熱中症の発生を抑制するため、ホームページなどを活用した注意喚起を行い、市内公共施設を「かわぐち暑さ避難所」として開放します。

かわぐち暑さ避難所

健康増進課

概要

6月～9月の期間、公共施設において「かわぐち暑さ避難所」のポスターを掲示して、施設の一部を開放します。

当年度実績

■ 実施施設数 市民が入場可能な公共施設 104 施設

総括

「かわぐち暑さ避難所」の開放を推進するため、引き続き、市内公共施設にポスター掲示を依頼した。

熱中症警戒アラート

健康増進課

概要

環境省と気象庁は、熱中症予防対策に資する効果的な情報発信として、令和2年7月から関東甲信地方で、「熱中症警戒アラート（試行）」の発表を実施し、令和3年4月下旬から全国を対象に、運用を開始しました。

なお本市では、熱中症警戒アラート（WBGT 33度以上）等の場合はメール・防災行政無線を通して周知します。

当年度実績

平日・土日を問わず対象日にはメール配信・防災行政無線の放送を実施。合計 25 回（6月 0 回・7月 11 回・8月 13 回・9月 1 回）行った。

総括

市内における、熱中症で救急搬送された市民の死亡例は 0 件であったため、メール配信・防災行政無線の放送を通して、市民へ周知できた。



⑤ デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。

感染症予防対策		疾病対策課
概要	<p>以下の感染症について、市ホームページにて症状・感染経路・予防方法を啓発しています。また、感染症の発生状況の公表をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 結核 ▶ 手足口病 ▶ 腸管出血性大腸菌感染症（O157 など） ▶ 新型インフルエンザ ▶ 麻しん（はしか） ▶ 蚊が媒介する感染症（ジカウイルス感染症、デング熱*など） ▶ HIV（エイズ）・性感染症 ▶ 感染性胃腸炎（ノロウイルスなど） ▶ 季節性インフルエンザ ▶ 鳥インフルエンザ ▶ 風しん ▶ ダニ媒介感染症 	
当年度実績	<p>上記啓発に加え、新型コロナウイルス感染症対策で以下を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナウイルス感染症対策サイトや広報かわぐちにて、市内の最新感染動向を公表。発熱などの症状がある場合の受診方法を案内。 ▶ 新型コロナウイルス感染症に関する相談電話の実施。 	
総括	感染症の流行状況に応じて適時にホームページを更新し、市民への注意喚起を促す。	

その他の関連事業

災害時における電気自動車提供に関する協定の締結		危機管理課
概要	事業者と市の間で、災害時に電気自動車等を搬入し給電を支援する協定を締結しました。	
総括	有事の際、迅速かつ正確な対応を実施できるよう平時から協定事業者との連絡体制を整えていく。	

災害用マンホールトイレの整備推進		下水道建設課
概要	災害時の避難所となる施設等に順次マンホールトイレの整備を進めています。	
当年度実績	■ 設置箇所 8箇所	
総括	工事施工にあたり学校運営に支障がないように、事前に施工方法、施工体制を確認して、今後も計画的に整備を行う。	

渇水対策の強化		上下水道総務課
概要	水源となるダム貯水量等の情報収集を行い、渇水状況の注視に努めます。また、渇水時には安定した水道水の供給に努めます。	
当年度実績	■ 渇水状況 0件	
総括	水源情報、水源地積雪状況及び気象庁長期予報情報を引き続き収集し、上下水道局ホームページ及び公共施設での文書掲示による広報の準備を行い、渇水に備えます。	



基本目標 5

環境保全活動の拡大

～将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち～

個別目標

10

環境に配慮した行動の実践



施策の柱

- ✓ エコライフの実践に向けた普及啓発
- ✓ 環境活動情報の共有

- ① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。

➔ コラム 1「地球温暖化対策活動支援金」P50 参照

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

➔ 4-7-①「環境月間啓発事業」参照

➔ 4-7-①「かわぐちエコドライブ宣言」参照

- ② ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R*運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。

➔ 1-1-①「3R 推進活動等助成金」参照

➔ 1-1-①「廃棄物減量啓発事業」参照

- ③ 市民・事業者が行う自主的・創造的な環境保全活動を支援し、広く周知・発表する場を提供します。

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

➔ 4-7-③「国際規格等認証取得支援事業」参照

エコリサイクル推進事業所登録制度

資源循環課

概要

本来の事業活動とは別に、ごみ減量やリサイクル・環境保全活動に積極的に取り組んでいる店舗・事業所を市で認定し、登録する制度です。登録した店舗・事業所は、シンボルマークを印刷物に使用するなど、推進事業所であることを事業活動に利用できます。

当年度実績

制度の周知を行うため、登録の手順、登録後の責務をまとめたハンドブックを配布しました。

■ 令和 6 年 3 月末時点登録事業所 138 件

総括

事業者だけでなく市民への周知を図るため、ホームページや PRESS530*を活用した広報活動を展開していく。



個別目標

11

環境教育・環境学習の推進



施策の柱

- ✓ 学校における環境教育の充実
- ✓ 地域における環境学習機会の拡充

① 環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

② 環境学習の教材や教育プログラムなどの整備・充実を図ります。

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

③ 緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる実体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

➔ 2-4-①「全市一斉クリーンタウン作戦」参照

④ リサイクルプラザを環境学習の拠点として、さらなる活用を図ります。

➔ 1-1-①「施設見学の受け入れ」参照

⑤ 川口市地球温暖化防止活動推進センターの環境学習に関する事業の拡充を図ります。

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照



個別目標

12

協働による環境活動の推進



施策の柱

- ✓ 環境ボランティア・リーダーの育成
- ✓ 環境に配慮した活動への支援
- ✓ 協働による環境活動の活性化

① 市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

➔ 2-4-①「全市一斉クリーンタウン作戦」参照

② 市民、事業者から、環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成します。

環境講座講師登録

環境総務課

概要

環境に関する知識や活動経験のあるかた、環境に配慮した事業を展開している事業者が、「環境講座」の講師として登録されています。

➔ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

当年度実績

当年度の登録講師一覧を市ホームページにて公開しました。

講師登録数 28人

総括

教育現場の需要を把握し、講師や講座内容の見直しを行う。

クリーン推進員制度

資源循環課

概要

クリーン推進員*が、ごみの減量化および再資源化等について、市民と市をつなぐ地域のリーダーとして排出指導等の活動をすることにより、ごみ出しルールの徹底・指導を強化します。

当年度実績

クリーン推進員委嘱者数 623人

総括

年4回のクリーン推進員活動報告書には、不法投棄や資源物の持ち去り、異なる価値観をもつ市民に関する対応などが増加し、対応の難易度が高くなってきているといった意見が寄せられている。今後もクリーン推進員を通じ、地域とより一層の連携を深め、効率的・効果的な対応を行っていく。

③ 環境活動のリーダーなどの人材リストを作成し、様々な人材の活用を図る環境を整えます。

➔ 5-12-②「環境講座講師登録」参照



コラム 2 環境教育・環境学習の推進

市が行っている環境教育・環境学習の概要と令和 5 年度実績は以下のとおりです。

環境総務課

こどもエコクラブ

■ クラブ数 13 団体 ■ 会員数 936 人

幼児（3 歳）から高校生までの誰でも参加できる環境活動のクラブで、登録料・年会費は無料です。環境活動に取り組む団体やこれから活動を考えている団体に登録を募り、環境についての情報提供や環境学習支援を行いました。

川口市地球温暖化防止活動推進センター

■ 利用者数 15,557 人 ■ 相談件数 78 件

令和 4 年度から 3 年間、認定 NPO 法人川口市民環境会議を地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、同センターがリサイクルプラザ 4 階で啓発施設を運営しています。開館は水曜日から日曜日までの 10 時から 17 時。定期イベントや環境講座講師派遣も行っています。

環境フェスタ

■ 参加者数 226 人

令和 5 年 7 月 22 日（土）にリサイクルプラザにおいて、次世代を担う子どもたちや子育て世代を対象として、楽しみながら環境について学べる参加体験型のイベントを開催。

プラスチックスマートフェスタ

例年、環境フェスタと同時開催し、プラスチックに対する理解を深めることができるブースを出展。

環境フォーラム in かわぐち

■ 参加者数 114 人

地球温暖化防止の啓発事業として令和 5 年 12 月 9 日（土）に開催。市内で排出される温室効果ガス*の削減に向け、市民・事業者・市それぞれの取り組みを PR しました。また、木場弘子氏による記念講演のほか、資源循環課がフードドライブ*を行いました。

脱炭素セミナー

■ 参加者数 26 人

市民や事業者に対し、温室効果ガス排出量削減の取り組みの推進を目的にセミナーを開催しました。

自然保護対策課

川口いきもの探検隊

■ 開催数 4 回 ■ 延べ参加者数 98 人

小学生とその保護者を対象にした自然観察会を開催しました。雨天により 2 回中止。

夜のいきもの観察会

■ 応募数 719 組

小学生とその保護者を対象に、閉園後のイイナパーク川口で自然観察会を開催し、定員 190 組のところ 719 組もの応募がありました。



資源循環課

親子で学ぼう環境の旅

参加者数 33名

令和5年8月4日(金)に市内在住の小学生と保護者、合わせて15組の親子でゴミ処理施設等を見学し、楽しく環境問題について学ぶイベントを開催。子どもたち及び子育て世代に対して、ゴミの減量や分別排出への意識の向上を図りました。

グリーンセンター

子どもネイチャー教室

自然体験事業の一環として、「カブト虫を育てよう」の教室を全5教室開催しました。

みどり課

自然ふれあい教室

開催数 2回

延べ参加者数 56人

自然散策をしながら動植物等の自然について学習するとともに、自然の材料を使用した手作り工芸を体験することにより、自然を大切にすることを目的としています。

環境総務課

資源循環課

指導課

環境講座（エコ・スクールン、環境出前講座等）

開催数 160回

環境に関する知識・活動経験のあるかたや環境に配慮した事業を展開している事業者が、市内の学校に出向き児童・生徒へ環境問題などの講義をするほか、町会・自治会、任意団体などに対して出前講座を行う制度です。

環境総務課

指導課

エコライフ DAY

参加者数 63,279人

CO₂排出削減量 56,254,537g

年に1回、地球温暖化防止と環境のことを考えた生活をしてもらい、その成果を二酸化炭素排出の削減量というかたちで発表する取り組みです。

生涯学習課

川口市民大学講座（自然科学コース）

講座数 2回

川口市民大学では、年間を通して様々な講座を実施しており、「自然科学コース」では環境や生活に関わる幅広い分野を学べる機会となっています。

指導課

川口市学校ファーム推進事業

児童生徒が農作物などを自ら育て収穫し、食べるなどの体験学習を通じて、生命や環境、食物などに対する理解を深めるとともに、情操を養い生きる力を身につけることを目的としています。

令和5年度委嘱指定校

小学校

- ▶ 仲町小学校
- ▶ 上青木小学校
- ▶ 芝小学校
- ▶ 元郷南小学校
- ▶ 慈林小学校
- ▶ 戸塚綾瀬小学校
- ▶ 辻小学校

中学校

- ▶ 南中学校
- ▶ 青木中学校
- ▶ 戸塚中学校



④ 市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。

→ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

→ 4-7-③「国際規格等認証取得支援事業」参照

→ 5-10-③「エコリサイクル推進事業所登録制度」参照

地域貢献事業者認定制度

経営支援課

概要

地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定することにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図る制度です。認定する「地域貢献活動」の一例に環境活動が含まれます。

当年度実績

■ 新規認定事業者 13事業者 ■ 当年度末認定事業者数（更新含む） 87 事業者
 ▶ 「川口市地域貢献事業者認定証授与式」を開催しました。
 ▶ 「令和 5 年度地域貢献事業者紹介パンフレット」を発行し、事業者の PR をしました。

総括

認定事業者間の交流・連携強化。

⑤ 市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。

→ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

⑥ 環境保全活動を行う市民間の交流を促進し、協働による環境活動のさらなる拡大を図ります。

→ コラム 2「環境教育・環境学習の推進」P60 参照

青少年ボランティアスクール

協働推進課

概要

さまざまな分野の体験プログラムの中から、参加希望者の関心がある体験を選んで申し込んでもらうボランティア体験です。環境問題に関して、以下の 9 の体験コースを用意しています。

当年度実績

■ 綾瀬川を愛する会	8 人	■ ∞（エイト）レンジャー（エコクラブ）	27 人
■ グラウンドワーク川口	4 人	■ 荒川夢クラブ	8 人
■ 盛人大学農業体験コース	5 人	■ 古布の友	6 人
■ 上谷沼周辺の自然を守る会	6 人	■ 認定 NPO 法人 川口市民環境会議	10 人
■ はとがやに里山をつくる会	8 人		

総括

屋外での活動は天候に左右される。また、夏休み期間であるため、熱中症等の危険もある。



參考資料

用語解説

あ

ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が発行している「組織が環境に配慮した諸活動を行っているか」を判定する国際規格。各組織が「環境保全および汚染の予防に関する方針・目標を定め、これを実行・記録し、その状況を点検して、方針等を見直す」という一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

アスベスト

英: asbestos 和: 石綿(せきめん・いしわた)

天然に存在する繊維状の鉱物で、蛇紋石系(クリンタイル)と角閃石系(アモサイト、クロシドライトなど)に大別される。

極めて細い繊維で、熱・摩擦・酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)、摩擦材(自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど)、シール断熱材(石綿繊維品やガスケットなど)といった様々な工業製品に使用されてきた。

しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、「大気汚染防止法」で「特定粉じん」として指定され、飛散防止対策が義務付けられている。

一酸化炭素 (CO)

石炭や石油、ガソリンなどの燃料が不完全燃焼した時に発生する無色・無臭の有毒ガス。主な発生源は事業所のばい煙および自動車の排出ガスである。体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、吐き気・けいれん・呼吸困難等を引き起こすおそれがある。

エコアクション 21

すべての事業者が、環境への取り組みを効果的・効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

エコアクション 21 ガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を審査し、認証・登録する制度が、エコアクション 21 認証・登録制度。

エコステージ

環境マネジメントシステム (EMS) の国内規格の一つ。EMS のうち代表的な国際規格 ISO14001 と整合性が高い一方、費用や工数等の負担が比較的軽い。

温室効果ガス

英: greenhouse gas 略: GHG

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表は赤外線熱を放射するが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして二酸化炭素、メタン等が挙げられる。

か

川口市まち美化促進プログラム

米国等で先進的に実施されている「アダプト・プログラム」の手法を取り入れたもの。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路・公園など一定の公共の場所の里親となり、親が子を守り育てることと同じように地域に対し定期的・継続的に清掃活動を行うなどして、行政がこれを支援する仕組み。

環境基準

「環境基本法」および「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム

英: Environmental Management System 略: EMS
廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいう。

揮発性有機化合物

英: Volatile Organic Compounds 略: VOC
常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられている。

クリーン推進員

地域での環境美化活動を率先して行う、市民と行政をつなぐ地域のリーダー。市長が委嘱し、ごみ減量やリサイクルを推進するなど、本市の施策への協力を行う。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格・品質・利便性・デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」。環境をイメージした緑と、コンシューマー（消費者）を合わせた造語で、環境を考えて商品やサービスを購入する消費者のこと。

光化学オキシダント

英: Photochemical Oxidant 略: Ox
窒素酸化物や炭化水素類等の物質が紫外線による光化学反応で生成される強酸化性物質の総称で、光化学スモッグの主な原因物質である。

公共用水域

「水質汚濁防止法」で定義されている用語であり、河川・湖沼・港湾・沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する溝渠・灌漑・用水路その他公共の用に供される水路をいう。なお、「下水道法」に規定する公共下水道および流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除外される。

コージェネレーションシステム

英: Cogeneration 和: 熱電併給
ガス等を駆動源とした発電機で電力を生み出しつつ、排熱を利用して給湯や冷暖房に利用するシステムの総称。

■ さ

埼玉県生活環境保全条例

生活環境の保全に関して、県・事業者・県民の責務を明らかにし、環境への負荷の低減措置や公害の発生源について規制することにより、県民の健康の保護と安全で快適な生活の確保に寄与することを目的として、平成14年4月に施行された。前身は、「埼玉県公害防止条例」。

ジクロロメタン

主に金属部品などの加工段階で用いた油の除去に使われるほか、塗装剥離剤などとして使用されている有機塩素系溶剤。人体に現れる症状として、吐き気・だるさ・めまい・しびれなどが報告されている。

浄化槽

微生物の働きによって汚水を浄化する建物ごとの污水处理施設のこと。

浄化槽には、し尿（トイレの排水）と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などの排水）を併せて処理できる「合併処理浄化槽」と、し尿（トイレの排水）のみを処理する「単独処理浄化槽」がある。

振動規制法

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲の振動の規制や道路交通振動の要請の措置を定めること等により、生活環境の保全と国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 51 年 12 月に施行された。

水銀（Hg）

常温で液体である唯一の金属。ボタン電池のほか、蛍光灯や体温計、血圧計などに使用されている。化合物のメチル水銀は水俣病の原因となった。大気への排出を抑制するため、排出基準が定められている。

水質汚濁防止法

事業所から河川等に排出される排水、地下浸透の規制や生活排水対策の推進等により、国民の健康の保護と生活環境を保全し、健康被害が生じた場合の責任を定めるなど、被害者の保護を図ることを目的として昭和 46 年 6 月に施行された。

スマートコミュニティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。スマートシティ、環境配慮型都市ともいう。本計画では特に、地域が連携してエネルギーの最適化を図ることを指す。

3R（スリーアール）

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リデュース（Reduce）＝発生抑制」、「リユース（Reuse）＝再使用」、「リサイクル（Recycle）＝再生利用」の頭文字をとったもの。

生産緑地

市街化区域内において、公害の防止または災害の防止、農林業との調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、「生産緑地法」により指定された農地等をいう。

騒音規制法

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲の騒音の規制や自動車騒音の許容限度を定めること等により、生活環境の保全と国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 43 年 12 月に施行された。

た

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生する。人体への影響として、発がん性や催奇性^{さいきせい}が確認されており、環境ホルモンの一つとしても問題となっている。

ダイオキシン類対策特別措置法

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある、ダイオキシン類による環境汚染の防止・除去等のため、施策や基準・規制・措置を定める等により、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成 12 年 1 月に施行された。

大気汚染防止法

事業活動に伴うばい煙等の排出の規制や有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガスの許容限度を定める等により、国民の健康の保護と生活環境を保全し、健康被害が生じた場合の責任を定めるなど、被害者の保護を図ることを目的として、昭和 43 年 12 月に施行された。

テトラクロロエチレン

主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われている有機塩素系溶剤であり、今日では、代替フロン原料としても用途が多い物質である。肝臓や腎臓への障害のほか、頭痛・めまい・眠気などの神経系への影響が報告されている。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱・頭痛・筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。重症化すると致死性のある出血症状を発症することがある。

土壌汚染

化学物質や重金属等の有害物質が土壌に浸透・蓄積し、土壌や地下水を汚染することをいう。人の健康に影響を与えるおそれがある。

トリクロロエチレン

主に機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使用されている有機塩素系溶剤であり、今日では、代替フロンの原料としても用途が多い物質である。肝臓や腎臓への障害のほか、頭痛・めまい・眠気などの神経系への影響が報告されている。

な

二酸化硫黄 (SO₂)

石油や石炭等の硫黄分を含んだ燃料や原料が燃焼することにより発生する、無色で刺激臭のある有毒ガス。主な発生源は事業活動に伴う化石燃料の燃焼のほか、火山活動等の自然現象も含まれる。ぜんそくや気管支炎等、呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっている。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物の一つで、物質が燃焼する際に発生する。主な発生源は事業所のばい煙および自動車の排出ガスである。呼吸器系に影響を与えるほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因にもなっている。

は

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴って発生し、人の健康や生活環境に影響を与えるおそれのある物質（窒素酸化物・硫黄酸化物・ばいじん・カドミウム・鉛等）をいう。

バイオマス

英:biomass

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノールやメタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができる。

これらを軽油などと混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

BOD

英:Biochemical Oxygen Demand

和:生物化学的酸素要求量

有機物による河川水などの汚濁の程度を示す指標で、水中微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。BOD75%値とは、n 個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき 0.75×n 番目に来る測定値のことをいう。BOD における環境基準の達成状況は、河川などが通常の状態（低水流量以上の流量が流れている状態）にあるときの測定値によって判断することとされており、測定された年度のデータのうち、75%以上が基準値を達成することをもって評価される。例えば、月一回の測定の場合、日平均値を水質の良いものから 12 個並べたとき、水質の良い方から 9 番目が 75%値となる。

ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。都市化の進展による土地の改変や緑地の減少、エネルギー消費の増大などによって、都心部の気温が周辺地域と比べて上昇する現象をいう。

微小粒子状物質

英:Particulate Matter 2.5 略:PM2.5

大気中に浮遊している粒径 2.5 μ m (1 μ m は 1mm の 1,000 分の 1) 以下の小さな粒子をいう。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: 粒径 10 μ m 以下の粒子) よりも小さく、粒径は毛髪の太さの約 30 分の 1 に相当する。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響を与えるほか、循環器系への影響が心配されている。

微小粒子状物質は、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次粒子に大別される。一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

フードドライブ

「food (食べ物) drive (運動)」は、「食べ物を集める運動」を指し、家庭で不要となった食品を持ち寄り、必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動のこと。食品ロスの削減に繋げることで、環境負荷を軽減するとともに地域福祉の向上に資するもの。

浮遊粒子状物質

英:Suspended Particulate Matter 略:SPM

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径 10 μ m 以下のものをいう。大気中に長時間滞留し、呼吸によって体内に取り込まれ、肺や気管支等に対する有害性が知られている。

プラスチック資源循環促進法 (プラ新法)

プラスチック素材の製品設計から廃棄物処理までを包括的に循環させることを目的とし、令和 4 年 4 月に施行された。これにより、プラスチック素材の製品ライフサイクルの資源循環を促進する。



PRESS530（ふれすごうさんまる）

年度内に3回（7月・11月・3月）発行している環境部の広報紙。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。「大気汚染防止法」では、「特定粉じん」とは、粉じんのうち石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

HEMS（ヘムス）

英: Home Energy Management System

家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと、家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されている。

ベンゼン

常温で無色の液体で、揮発性や引火性が高く、また、発がん性があるので、取り扱いに注意が必要な物質である。慢性毒性としては、高濃度において造血器に障害を引き起こすことが報告されている。

保全緑地

「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、一定の要件に該当する樹林地等のうち、川口市緑化対策委員会の意見を聴き、市が指定したものをいう。

ま

面的評価

自動車騒音の評価方法。幹線道路に面する地域において、評価道路から50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し、評価を行う。



第3次川口市環境基本計画体系

基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課
1 限りある資源を有効に利用するまち 循環型社会の実現	1 3R の 推進	① ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R 運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	▶ 3R 推進活動等助成金	リサイクルプラザ
			▶ 3R 推進月間	資源循環課
			▶ 施設見学の受け入れ	資源循環課 朝日環境センター リサイクルプラザ
			▶ 廃棄物減量啓発事業	資源循環課
			▶ ウォータースタンドの設置	環境総務課
			▶ レジ袋削減事業 (令和3年度で終了)	資源循環課
② 「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・市の三者が一体となり、レジ袋の削減に向けた取り組みを推進します。	③ 家庭におけるごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)を推進するため、ごみを出さないライフスタイルへの転換や、グリーンコンシューマーを育成するなどの啓発活動を推進します。	▶ 3R 推進月間	資源循環課	
			▶ 廃棄物減量啓発事業	資源循環課
			▶ グリーン購入の推進	契約課 環境総務課
			▶ ごみまるの部屋	資源循環課
			▶ 廃棄物減量啓発事業	資源循環課
			▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
④ 生ごみの発生と排出を減らすため「生ごみのひとしぼり運動」や生ごみ処理容器の普及に努めます。	⑤ 家庭や飲食店などに対し、食べ残しや、期限切れによる食品の廃棄をしないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。	▶ フードドライブ	資源循環課	
		▶ 彩の国エコぐるめ協力店	資源循環課	
⑥ ごみ処理に関する費用負担の公平性や排出抑制などの観点から、家庭ごみの有料化を導入する場合の効果や課題などに関し、市民生活への影響を考慮しながら、慎重に研究を進めます。		▶ 川口市廃棄物対策審議会	資源循環課	



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課	
1 限りある資源を有効に利用するまち 循環型社会の実現	1 3Rの推進	⑦ リサイクルプラザにおけるリサイクルショップ事業やフリーマーケットの開催などを通じ、リユースを推進します。	▶ リサイクルショップ・リサイクル工房	リサイクルプラザ	
		⑧ クリーン推進員と連携を図り、ごみ問題に対する市民の意識向上と地域コミュニティの醸成につながる集団資源回収運動を、より一層推進します。	▶ ごみまるまつり	戸塚環境センター	
		⑨ ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上を図ります。	▶ 資源回収団体助成事業	リサイクルプラザ	
		⑩ 木質バイオマスの活用を促進します。	▶ 廃棄物減量啓発事業	資源循環課	
		⑪ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	▶ 環境部環境対策検討委員会 廃棄物政策部会	資源循環課	
		⑫ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	▶ 使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化	産業廃棄物対策課	
		⑬ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	▶ Web アプリ「川口市ごみの分別ガイド」	資源循環課	
		⑭ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	▶ 木質バイオマスの活用促進のための適格事業者認定制度	資源循環課	
		⑮ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	▶ 一般廃棄物の再生利用業の指定	資源循環課	
		⑯ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	▶ グリーン購入の推進	契約課 環境総務課	
		⑰ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。また、その取り組みを市民および事業者に広めます。	2 ごみの適正処理の推進	① ごみを出すことが困難な高齢者などのごみの収集に配慮するとともに、収集時間や収集ルートなどについて研究し、ごみの収集運搬作業の効率化に努めます。	▶ ふれあい収集
	② 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。	② 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。	▶ ごみ収集車両への低公害車・低燃費車の導入	収集業務課	
	③ 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。	③ 廃棄物処理施設・設備について、安定的な処理能力の確保を図るため、施設の維持管理に努めます。	▶ 戸塚・朝日環境センター維持管理	戸塚環境センター 朝日環境センター	



基本目標	個別目標	施策	事業	担当課	
1 限りある資源を有効に利用するまち 循環型社会の実現	2 しみの適正処理の推進	③ 廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策を実施することで、処理能力の確保を図ります。また、常に最新の処理技術の動向について調査研究を行います。	▶ 戸塚環境センター施設整備	新戸塚環境センター建設室	
		④ 国などに対し、事業者による適正処理困難物の自主回収システムの構築を働きかけるとともに、排出者による応益負担の適正化に努めます。	▶ 川口市環境施設整備基金	環境施設課	
			▶ 国・県など関係団体を通じた要望	資源循環課	
		⑤ 廃棄物処理業および廃棄物処理施設設置の許可申請を適切に審査し、これらの許可事務を円滑に行い、適正処理を推進します。	⑥ 廃棄物処理施設への立入検査を行い、施設が適正に運用され、維持管理されるよう指導します。	▶ 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例	産業廃棄物対策課
				▶ 廃棄物処理施設への立入検査	産業廃棄物対策課
		2 安心して快適に暮らせるまち 安全・安心・快適社会の実現	3 公害防止対策の推進	① 生活環境を保全するため、工場などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	▶ 産業廃棄物の不適正処理の未然防止策
▶ 土砂堆積への対策	産業廃棄物対策課				
▶ 大気汚染に関する指導	環境保全課				
▶ アスベストに関する指導	環境保全課				
▶ 水質汚濁に関する指導	環境保全課				
▶ 排水の規則	下水道維持課				
▶ 建設作業の騒音・振動に関する指導	環境保全課				
▶ 工場・事業場の騒音・振動に関する指導	環境保全課				
▶ 深夜営業騒音に関する指導	環境保全課				
▶ 土壌調査・対策の指導	環境保全課				
▶ ダイオキシン類に関する指導	環境保全課				
▶ 悪臭に関する指導	環境保全課				
▶ 公害防止組織の整備に関する指導	環境保全課				



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課	
2 安全・安心して快適に暮らせるまち 3 公害防止対策の推進	3 公害防止対策の推進	② 大気、河川、騒音・振動、ダイオキシン類、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	▶ 大気汚染の常時監視	環境保全課	
			▶ 公共用水域の常時監視	環境保全課	
			▶ 地下水の常時監視	環境保全課	
			▶ 自動車騒音の常時監視	環境保全課	
			▶ ダイオキシン類の常時監視	環境保全課	
			▶ 有害大気汚染物質の常時監視	環境保全課	
			▶ 放射線量の測定	危機管理課 保育運営課 環境保全課 戸塚環境センター 朝日環境センター 鳩ヶ谷衛生センター 浄水課 学校保健課	
			▶ 環境保全の取り組みと結果の公表	環境保全課	
			③ 計画的な下水道整備および水洗化を推進するとともに、下水道未整備地域では、浄化槽維持管理、法定検査の実施を促します。	▶ 水質汚濁に関する指導	環境保全課
				▶ 排水の規制	下水道維持課
		▶ 公共下水道築造事業		下水道建設課	
		▶ 浄化槽に関する指導		環境保全課	
		▶ 浄化槽設置整備事業		環境保全課	
		▶ 私道共同排水設備整備補助金制度		下水道維持課	
		④ 野外焼却を防止するため、パトロールの実施などにより指導を行います。		▶ 違法焼却防止パトロール	環境保全課
				⑤ アスベストを使用している建築物などの解体工事や除去作業において、飛散が生じないように、立入検査・指導を行います。	▶ アスベストに関する指導
		▶ 民間建築物アスベスト対策補助事業			建築安全課
		⑥ 事業者に対して、有害化学物質の使用を抑制するよう、啓発します。		▶ 化学物質に関する啓発	環境保全課



基本目標	個別目標	施策	事業	担当課
2 安全・安心・快適にして暮らしを暮らせるまち	4 快適なまちなみの形成	① 町会・自治会や「川口市まち美化促進プログラム」登録団体をはじめとする市民・事業者・市が協働し、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止活動を推進します。	▶ 全市一斉クリーンタウン作戦 ▶ 散乱防止および環境美化促進	収集業務課 収集業務課
		② 地域を清潔に保ち、生活環境を保全するため、関係機関との連携強化に努めます。	▶ 不法投棄対策	資源循環課 収集業務課
		③ 「川口市景観計画」「川口市景観形成条例」などにに基づき、景観形成基準における緑地の維持管理が継続的に実施されるよう努めます。	▶ 川口市景観計画推進事業	都市計画課
		④ 快適なまちなみの形成に向けて、地区計画制度を活用し、緑化の推進を図ります。	▶ 地区計画制度	都市計画課
		⑤ 不法投棄の多い場所を中心にパトロールを実施し、不法投棄の未然防止を図ります。	▶ 不法投棄対策	資源循環課 収集業務課
		⑥ 食品を取り扱う事業者の廃棄物の適正な排出を促進します。	▶ 廃棄物処理の説明会 ▶ 飲食店等への一斉監視	資源循環課 食品衛生課 資源循環課 下水道維持課
3 豊かな自然とともに暮らしを暮らせるまち	5 生物多様性の保全	① 自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、動植物の実態把握に努めます。	▶ 川口いきもの調査 ▶ 川口いきもの図鑑	自然保護対策課 自然保護対策課
		② 樹林地の保全や公園の整備、河川の緑化を図り、水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進し、生物の生息・移動空間の形成に努めます。	▶ 芝川改修事業 ▶ 公園整備事業	河川課 公園課
		③ アライグマなど外来生物の駆除に努めます。	▶ アライグマの防除	自然保護対策課



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課
3 豊かな自然とともに暮らせるまち 自然共生社会の実現	5 生物多様性の保全	④ 市民が身近な自然に気づくように自然観察会を開催するなど、生物多様性への興味喚起に努めます。	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課 自然対策保護課 グリーンセンター みどり課
		⑤ 生物多様性に関する市民の理解を深めるため、各種イベントにおける情報発信に努めます。	▶ 川口いきもの通信 ▶ 環境教育・環境学習の推進	自然保護対策課 自然保護対策課 グリーンセンター
	6 みどり・水辺の保全	① 法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。	▶ 安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業	みどり課
		② 貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。	▶ 緑地保全事業	みどり課
		③ 市民との協働により、樹林地の保全・管理を推進します。	▶ 自然再生活動団体助成金	みどり課
		④ 治水対策、水質改善とともに生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。	▶ 芝川改修事業	河川課
			▶ 芝川・新芝川水環境改善連絡会	河川課
			▶ 綾瀬川・芝川等浄化導水事業	河川課
		⑤ 市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺環境を整備します。	▶ 河川・水路浚渫事業	河川課
	⑥ 市街地内において、身近に自然とふれあうことができる公園を整備します。	▶ 芝川改修事業	河川課	
	⑦ 「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく緑化率による規制のほか、生垣設置や屋上緑化などにより緑化を推進します。	▶ 公園整備事業	公園課	
		▶ 生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業	みどり課	



基本目標	個別目標	施策	事業	担当課
3 豊かな自然とともに暮らせるまち 自然共生社会の実現	6 みどり・水辺の保全	⑧ 市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。	▶ 緑のまちづくり地域緑化事業	みどり課
			▶ 種苗等支給事業	みどり課
		⑨ 農地パトロールを実施し、遊休農地の発見や、違反転用および不法投棄を未然に防止することにより農地の保全に努めます。	▶ 農地パトロール	農業委員会事務局
		⑩ 身近な緑地空間である生産緑地地区の新規指定に努めます。	▶ 生産緑地指定事業	みどり課
		⑪ 遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。	▶ 地域農業活性化事業	農政課
4 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち 低炭素社会の実現	7 温室効果ガス排出量削減の推進	① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
			▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
			▶ 環境月間啓発事業	環境総務課 資源循環課
			▶ かわぐちエコドライブ宣言	環境総務課
		② 家庭における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
			▶ 国際規格等認証取得支援事業（令和元年度で終了）	経営支援課
		③ 事業所における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	▶ 中小企業技術高度化設備資金	経営支援課
			▶ 商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金	産業振興課
			▶ 地域貢献発電支援金	環境総務課
		④ 市民共同による再生可能エネルギー設備の導入を支援します。	▶ かわぐち市民共同発電支援金（令和3年度で終了）	環境総務課



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課
4 地球環境に配慮した暮らしを 実践するまち 低炭素社会の実現	7 温室効果ガス排出量削減の推進	⑤ ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを最大限回収し、廃棄物処理施設において有効活用を図ります。併せて、より効率の良い方法などの調査・研究を行います。	▶ エネルギー回収事業	戸塚環境センター 朝日環境センター
		⑥ 「川口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。	▶ 市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量	環境総務課
			▶ 電力の調達に係る環境配慮契約	契約課 環境総務課
			▶ 市有施設の省エネ最適化診断	環境総務課
		その他の関連事業	▶ ゼロカーボンシティ宣言	環境総務課
			▶ 新製品等開発試作費補助金	産業振興課
	▶ 再生可能エネルギー由来電力の利用に関する研究		環境総務課	
	▶ 森林の里親（かわぐち・たてしの森）		環境総務課 みどり課	
	▶ 先端設備等導入計画の認定		産業労働政策課	
	▶ 地球温暖化対策活動支援金		環境総務課	
	8 まちの低炭素化の推進	① 省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	▶ 川口市住宅リフォーム補助金	住宅政策課
			▶ 建築物の適合性判定、届出の受理および指導・助言	建築安全課
▶ 低炭素建築物に関する制度の周知・情報提供			建築安全課	
▶ 住宅の建築および維持保全に関する計画の認定			建築安全課	
② 街区単位や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティについて、調査・研究を行います。		▶ 川口市版スーパー・シティプロジェクト	企画経営課 都市計画課	



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課
4 地球環境に配慮した暮らしを 実践するまち （低炭素社会の実現）	8 まちの低炭素化の推進	③ 省エネルギー性能に優れた LED 道路照明灯への切り替えを推進します。	▶ 商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金	産業振興課
			▶ LED 道路照明灯の設置・交換	道路維持課
		④ 電気自動車・燃料電池自動車などの次世代自動車の普及を促進します。	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
			▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
		⑤ 商用水素ステーションの設置を促進します。	▶ 公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室
			▶ シェアサイクル実証実験	都市交通対策室
		⑥ 公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	▶ 交通安全施設整備事業	交通安全対策課
			▶ 道路補修事業	道路維持課
			▶ 道路整備事業	道路維持課 道路街路課
			▶ 歩行空間の整備促進	交通安全対策課
	▶ 自転車通行空間整備事業		道路維持課	
	9 気候変動適応策の推進		① 排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水調整池や雨水貯留管などの貯留施設の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。	▶ 開発行為等における雨水流出抑制
		▶ 雨天時雨水排除		ポンプ場管理センター
		▶ 下水道管きょ施設の維持管理		下水道維持課
		▶ 河川、水路等の工事の設計・施工・監督・維持管理		河川課
		▶ 下水道管きょの敷設		下水道建設課
		▶ 雨水貯留施設の整備工事		河川課
		▶ グリーンインフラ活用基盤整備		公園課
		▶ 雨水の地下浸透の推進		道路街路課 各土地区画整理事務所
		⑦ 関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。		



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課		
4 地球環境に配慮した暮らしを 実践するまち	9 気候変動適応策の推進	② 洪水ハザードマップやハザードマップアプリの周知に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。	▶ ハザードマップの周知 ▶ 防災行政無線での情報発信	危機管理課 危機管理課		
		③ 猛暑日の増加の対応策として、屋上緑化、グリーンカーテンの推進に努めます。	▶ 生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業 ▶ グリーンカーテン啓発事業	みどり課 環境総務課		
		④ 熱中症の発生を抑制するため、ホームページなどを活用した注意喚起を行い、市内公共施設を「かわぐち暑さ避難所」として開放します。	▶ かわぐち暑さ避難所 ▶ 熱中症警戒アラート	健康増進課 健康増進課		
		⑤ デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	▶ 感染症予防対策	疾病対策課		
		その他の関連事業	▶ 災害時における電気自動車提供に関する協定の締結	危機管理課		
			▶ 災害用マンホールトイレの整備推進	下水道建設課		
			▶ 渇水対策の強化	上下水道総務課		
			▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課		
		5 環境保全活動の拡大 将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち	10 環境に配慮した行動の実践	① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、低炭素なライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促します。	▶ 環境教育・環境学習の推進 ▶ 環境月間啓発事業 ▶ かわぐちエコドライブ宣言	環境総務課 環境総務課 環境総務課 環境総務課
				② ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R 運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	▶ 3R 推進活動等助成金 ▶ 廃棄物減量啓発事業	リサイクルプラザ 資源循環課
③ 市民・事業者が行う自主的・創造的な環境保全活動を支援し、広く周知・発表する場を提供します。	▶ 環境教育・環境学習の推進 ▶ 国際規格等認証取得支援事業（令和元年度で終了） ▶ エコリサイクル推進事業所登録制度			環境総務課 経営支援課 資源循環課		



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課
5 環境保全活動の拡大 （将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち）	11 環境教育・環境学習の推進	① 環境の出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課 資源循環課 指導課
		② 環境学習の教材や教育プログラムなどの整備・充実を図ります。	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課 生涯学習課 指導課
		③ 緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる実体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課 自然保護対策課 グリーンセンター みどり課 指導課
		④ リサイクルプラザを環境学習の拠点として、さらなる活用を図ります。	▶ 全市一斉クリーンタウン作戦	収集業務課
		⑤ 川口市地球温暖化防止活動推進センターの環境学習に関する事業の拡充を図ります。	▶ 施設見学の受け入れ	資源循環課 朝日環境センター リサイクルプラザ
	12 協働による環境活動の推進	① 市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。	▶ 環境教育・環境学習の推進 ▶ 全市一斉クリーンタウン作戦	環境総務課 収集業務課
	② 市民、事業者から、環境学習や環境保全活動の推進役となるリーダーを育成します。	▶ 環境講座講師登録 ▶ クリーン推進員制度	環境総務課 資源循環課	
	③ 環境活動のリーダーなどの人材リストを作成し、様々な人材の活用を図る環境を整えます。	▶ 環境講座講師登録	環境総務課	



基本 目標	個別 目標	施策	事業	担当課
5 環境保全活動の拡大 将来世代へ良好な環境を引き継ぐことができるまち	12 協働による環境活動の推進	④ 市民、事業者が協働で行う環境活動を支援します。	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
			▶ 国際規格等認証取得支援事業（令和元年度で終了）	経営支援課
			▶ エコリサイクル推進事業所登録制度	資源循環課
			▶ 地域貢献事業者認定制度	経営支援課
		⑤ 市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
			⑥ 環境保全活動を行う市民間の交流を促進し、協働による環境活動のさらなる拡大を図ります。	▶ 環境教育・環境学習の推進
▶ 青少年ボランティアスクール	協働推進課			

第2次川口市地球温暖化対策実行計画体系（区域施策編）

基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
1 徹底した省エネルギー化の推進	(1) 家庭における省エネルギー対策の促進	① 家庭における効果的な省エネ行動の促進のため、「COOL CHOICE 運動」への参加を呼びかけます。	4-7-① コラム2 (P60)	▶ 環境月間啓発事業 ▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課 資源循環課 環境総務課
		② 「エコライフ DAY」の取り組みにより、地球温暖化防止の意識啓発に努めます。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
		③ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を促進します。	1-1-⑪	▶ グリーン購入の推進	契約課 環境総務課
		④ 県と連携して、「家庭の省エネ総点検」の活用や「家庭の省エネ相談会」への参加を促進します。		▶ 「家庭省エネ相談会」（県の事業）への参加促進	環境総務課
		⑤ 家庭におけるコージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備の導入に対する補助を実施します。	コラム1 (P50)	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
		⑥ HEMS の導入・活用など、エネルギーの『見える化』による効率的なエネルギー利用を促進します。	コラム1 (P50)	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
		⑦ 脱炭素に配慮したライフスタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素化に関する情報の提供、環境イベントや環境学習の展開を図ります。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課



基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
1 徹底した省エネルギー化の推進	(2) 事業所における省エネルギー対策の促進	① 「中小事業者向け省エネ診断（埼玉県省エネナビゲーター事業）」の受診を促進します。		▶ 「中小事業者向け省エネ診断（埼玉県省エネナビゲーター事業）」（県の事業）の受診促進	環境総務課 経営支援課
		② 埼玉県エコアップ認証の登録拡大を図ります。		▶ 「埼玉県エコアップ認証」（県の事業）の登録拡大	経営支援課
		③ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を促進します。	1-1-⑪	▶ グリーン購入の推進	契約課 環境総務課
		④ 設備・機器の運転の最適化（エコチューニング）、事業所のエネルギー管理システム（EMS）の利用を促進します。	4-7-⑥	▶ 市有施設の省エネ最適化診断	環境総務課
		⑤ 補助金やあっせん融資等の効果的な支援策を検討し、省エネルギー設備・機器の導入を促進します。	4-7-③	▶ 中小企業技術高度化設備資金	経営支援課
			4-7-③	▶ 地域貢献発電支援金	環境総務課
			4-7-その他	▶ 先端設備等導入計画の認定	産業労働政策課
		⑥ 商店街や複数の商店が取り組む省エネルギー設備・機器やLED照明灯の導入を促進します。	4-7-③	▶ 商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金	産業振興課
⑦ 脱炭素に配慮したビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化など脱炭素経営に関する事例の提供、セミナーの開催など省エネルギーの知識や意識の向上を図ります。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課		
⑧ 温室効果ガスの削減に配慮した商品・技術の開発や新たなビジネスの育成・支援を進めます。	4-7-その他	▶ 新製品等開発試作費補助金	産業振興課		

基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
1 徹底した省エネルギー化の推進	(3) 公共施設における省エネルギー対策の推進	① 本計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を推進します。	目標の達成状況（P10）	▶ 第2次川口市地球温暖化対策実行計画の進捗状況	環境総務課
		② 公共施設の設備・機器更新の際には、LED照明や高効率設備等の省エネルギー設備・機器の導入に取り組みます。	目標の達成状況（P10）	▶ 第2次川口市地球温暖化対策実行計画の進捗状況	環境総務課
		③ 環境物品等の優先的購入（グリーン購入）を推進します。	1-1-⑪	▶ グリーン購入の推進	契約課 環境総務課
	(4) 建築物の省エネルギー対策の促進	① 戸建住宅や集合住宅、ビルの新築・改築・改修時には、ZEH、ZEBなど脱炭素に配慮した建築物となるよう情報提供を行います。	4-8-①	▶ 低炭素建築物に関する制度の周知・情報提供	建築安全課
		② 既存住宅の窓や床・壁の断熱リフォームなど、環境性能を向上させる改修工事に対する支援を行います。	4-8-①	▶ 川口市住宅リフォーム補助金	住宅政策課
		③ 建築物の省エネルギー化・長寿命化を促進するため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」や「都市の低炭素化の促進に関する法律」、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」などに基づく届出の受理及び認定または指導・助言などを行います。	4-8-①	▶ 建築物の適合性判定、届出の受理および指導・助言	建築安全課
			4-8-①	▶ 低炭素建築物に関する制度の周知・情報提供	建築安全課
			4-8-①	▶ 住宅の建築および維持保全に関する計画の認定	建築安全課
		④ CASBEE（建築環境総合性能評価システム）について情報提供を行うなど、認証制度の活用を促進します。	4-8-①	▶ 低炭素建築物に関する制度の周知・情報提供	建築安全課
		⑤ 市営住宅の改築・改修においては、省エネ性能の向上や長寿命化を推進します。		▶ 川口市営住宅長寿命化計画	住宅政策課



基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
2 再生可能エネルギーの利用拡大	(1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大	① 自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、住宅や工場、商業施設、公共施設などの屋根や駐車場、遊休地など太陽光発電設備が設置可能な場所の活用を図り、再生可能エネルギー発電量を増加させます。	目標の達成状況 (P10) 4-7-③ コラム1 (P50)	▶ 第2次川口市地球温暖化対策実行計画の進捗状況 ▶ 地域貢献発電支援金 ▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課 環境総務課 環境総務課
		② 家庭や事業所における再生可能エネルギー発電の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池、コージェネレーションシステムの導入を促進します。	4-7-③ 4-7-③ コラム1 (P50)	▶ 中小企業技術高度化設備資金 ▶ 地域貢献発電支援金 ▶ 地球温暖化対策活動支援金	経営支援課 環境総務課 環境総務課
		③ 太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーや蓄電池、V2H・V2Bなどの活用に関する情報提供をはじめ、国や県の補助・支援制度に関する情報発信を行います。	コラム1 (P50)	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
		④ 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電）、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。	4-9- その他	▶ 災害時における電気自動車提供に関する協定の締結 ▶ 川口市国土強靱化地域計画アクションプランに掲載された各事業	危機管理課 危機管理課
		⑤ 市内で発電された再生可能エネルギー由来電力の自家消費を前提に、余剰分を地域内で利用できる仕組みについて調査・研究を行います。	4-7- その他	▶ 再生可能エネルギー由来電力の利用に関する研究	環境総務課
		⑥ 使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・県等の動向把握や関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。	1-1-⑨	▶ 使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化	産業廃棄物対策課

基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
1-2 再生可能エネルギーの利用拡大	1(2) 再生可能エネルギーの利用促進	① 公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。	4-7-⑥	▶ 電力の調達に係る環境配慮契約	契約課 環境総務課
		② 共同購入事業の利用など、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来電力への契約見直しを呼びかけます。	4-7-①	▶ 環境月間啓発事業	環境総務課
3 まちの脱炭素化の推進	(1) 移動手段の脱炭素化の促進	① 市民や事業者に対し、次世代自動車のメリットについてPRを行い、次世代自動車の普及拡大を図ります。	コラム1 (P50)	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
		② 公用車の次世代自動車化を推進します。	目標の達成状況 (P10)	▶ 第2次川口市地球温暖化対策実行計画の進捗状況	環境総務課
		③ 充電設備や水素ステーションなど次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。	コラム1 (P50)	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
		④ 水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・県等の動向把握や関連情報の収集を実施します。	コラム1 (P50)	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課
		⑤ エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	4-7-①	▶ かわぐちエコドライブ宣言	環境総務課
		⑥ 鉄道、バスなどの公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	4-8-⑥	▶ 公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室
		⑦ コミュニティバス「みんななかまバス」の利便性の向上を図ります。	4-8-⑥	▶ 公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室
		⑧ 関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備を推進します。	4-8-⑦	▶ 交通安全施設整備事業	交通安全対策課
4-8-⑦	▶ 道路補修事業		道路維持課		
4-8-⑦	▶ 道路整備事業		道路維持課 道路街路課		
4-8-⑦	▶ 歩行空間の整備促進		交通安全対策課		
		4-8-⑦	▶ 自転車通行空間整備事業	道路維持課	



基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
3 まちの脱炭素化の推進	(2) スマートコミュニティの推進	① 街区や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティについて、調査・研究を行います。	4-8-②	▶ 川口市版スーパー・シティプロジェクト	企画経営課 都市計画課
		② 土地区画整理事業や市街地再開発事業などのまちづくりの契機においては、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。	4-8-②	▶ 川口市版スーパー・シティプロジェクト	企画経営課 都市計画課
		③ 交通渋滞を緩和し、自動車走行に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、体系的な道路ネットワークの整備を推進し、都市内交通の円滑化を図ります。	4-8-⑥	▶ 公共交通の利便性向上および利用促進	都市交通対策室
	(3) 3Rの推進	① ごみの減量化や再資源化を推進するため、3R運動の継続的な普及啓発活動に市民、事業者、環境団体などと協働して取り組みます。	1-1-①	▶ 3R推進活動等助成金	リサイクルプラザ
			1-1-①	▶ 3R推進月間	資源循環課
			1-1-①	▶ 施設見学の受け入れ	資源循環課 朝日環境センター リサイクルプラザ
			1-1-①	▶ 廃棄物減量啓発事業	資源循環課
			1-1-①	▶ ウォータースタンドの設置	環境総務課
			1-1-⑤	▶ フードドライブ	資源循環課
			1-1-⑤	▶ 彩の国エコぐるめ協力店	資源循環課
③ 市民に対し、エコバックやマイボトルの活用やレジ袋削減の取り組みを推進する一方、事業者と連携し、プラスチック等の再資源化を推進します。	1-1-①	▶ 廃棄物減量啓発事業	資源循環課		
	1-1-①	▶ ウォータースタンドの設置	環境総務課		
	④ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化について、調査、研究を行います。	1-1-⑨	▶ 環境部環境対策検討委員会 廃棄物政策部会	資源循環課	

基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
3 まちの脱炭素化の推進	(4) 吸収源対策の推進	① 二酸化炭素の吸収源対策として、都市公園の整備や特別緑地保全地区の保全を推進します。	3-5-②	▶ 公園整備事業	公園課
		② 法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域制緑地の保全に努めます。	3-6-①	▶ 安行近郊緑地保全区域等の地域制緑地の保全事業	みどり課
		③ 貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。	3-6-②	▶ 緑地保全事業	みどり課
		④ 市民との協働により、樹林地の保全・管理を推進します。	3-6-③	▶ 自然再生活動団体助成金	みどり課
		⑤ 他自治体や民間企業とのカーボン・オフセットについて、調査・研究を行います。	4-7- その他	▶ 森林の里親（かわぐち・たてしなの森）	環境総務課 みどり課
4 気候変動適応策の推進	(1) 自然災害対策の推進	① 「川口市国土強靱化地域計画」に基づくまちづくりを推進し、自然災害に対するまちのレジリエンス強化を図ります。		▶ 川口市国土強靱化地域計画アクションプランに掲載された各事業	危機管理課
			4-9-①	▶ 開発行為等における雨水流出抑制	河川課 下水道維持課
			4-9-①	▶ 雨天時雨水排除	ポンプ場管理センター
		② 排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水調整池や雨水貯留管の設置など、雨水の流出抑制対策を推進します。	4-9-①	▶ 下水道管きょ施設の維持管理	下水道維持課
			4-9-①	▶ 河川、水路等の工事の設計・施工・監督・維持管理	河川課
			4-9-①	▶ 下水道管きょの敷設	下水道建設課
			4-9-①	▶ 雨水貯留施設の整備工事	河川課



基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
4 気候変動適応策の推進	(1) 自然災害対策の推進	③ 緑化や農地保全による雨水流出抑制を促進します。	3-6-⑨	▶ 農地パトロール	農業委員会事務局
			3-6-⑩	▶ 生産緑地指定事業	みどり課
			4-9-①	▶ 雨水の地下浸透の推進	道路街路課 各土地区画整理事務所
		④ 道路（歩道）においては、透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透を推進します。	4-9-①	▶ グリーンインフラ活用基盤整備	公園課
			⑤ 気候変動・防災・減災に寄与するため、グリーンインフラを活用した雨水貯留・浸透等による雨水流出抑制等について関係機関と協議・連携を図り、調査・研究を行います。	4-9-①	▶ 開発行為等における雨水流出抑制
		⑥ 公共施設の建て替えなどを行う場合には、関係機関と協議・連携を図り、地下貯留などの雨水流出抑制施設の設置を進めるほか、民間施設における雨水流出抑制対策を促進します。	4-9-②	▶ ハザードマップの周知	危機管理課
		⑦ 防災本（川口市防災ハンドブック）やマイ・タイムラインの作成、ハザードマップアプリの周知に努め、市民や事業者の防災意識の高揚を図ります。	4-9-その他	▶ 災害時における電気自動車提供に関する協定の締結	危機管理課
			⑧ 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電）、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。	▶ 川口市国土強靱化地域計画アクションプランに掲載された各事業	危機管理課

基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
4 気候変動適応策の推進	(2) 健康被害対策の推進	① 暑さ指数（WBGT）など熱中症予防情報を、市のホームページやメール、防災行政無線等により発信して注意喚起を行うとともに、高齢者等の見守り、声かけ活動等の予防体制づくりを行います。	4-9-②	▶ 防災行政無線での情報発信	危機管理課
			4-9-④	▶ 熱中症警戒アラート	健康増進課
		② 公共施設を「かわぐち暑さ避難所」として開放します。	4-9-④	▶ かわぐち暑さ避難所	健康増進課
		③ 屋上・壁面の緑化、グリーンカーテンの普及など、ヒートアイランド現象の緩和に貢献する取り組みを促進します。	4-9-③	▶ 生け垣設置等奨励補助事業・屋上緑化等奨励補助事業	みどり課
			4-9-③	▶ グリーンカーテン啓発事業	環境総務課
		④ デング熱などの感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	4-9-⑤	▶ 感染症予防対策	疾病対策課
	(3) 市民生活への影響対策の推進	① 国や県、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。		▶ 川口市国土強靱化地域計画アクションプランに掲載された各事業	危機管理課
		② 災害発生時においては、避難所等における衛生環境の確保のほか、災害廃棄物処理計画に基づき、がれき、し尿などの災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を行います。	4-9- その他	▶ 災害用マンホールトイレの整備推進	下水道建設課
		③ 無降水日の増加等により、渇水のリスクが増加することから、節水の呼びかけを推進します。	4-9- その他	▶ 渇水対策の強化	上下水道総務課



基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課	
5 脱炭素に向けた行動変容の促進	(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進	① 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促進します。	4-7-①	▶ 環境月間啓発事業	環境総務課	
			4-7-その他	▶ ゼロカーボンシティ宣言	環境総務課	
			コラム1 (P50)	▶ 地球温暖化対策活動支援金	環境総務課	
			コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課	
		② 市民、事業者が行う自主的・創造的な環境保全活動を支援し、広く周知・発表する場を提供します。	5-10-③	▶ エコリサイクル推進事業所登録制度	資源循環課	
			コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課	
			5-12-④	▶ 地域貢献事業者認定制度	経営支援課	
			コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課	
	③ 市民、事業者の協働に繋がる、情報交換・相談のための交流の場を設けます。	④ 市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むイベントなどを開催します。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課	
			コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課 資源循環課	
			① 出前講座を活用し、学校における環境教育のステップアップを図ります。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課 資源循環課 指導課
			② リサイクルプラザを環境学習の拠点として、さらなる活用を図ります。	5-11-④	▶ 施設見学の受け入れ	資源循環課 朝日環境センター リサイクルプラザ
	(2) 環境教育・環境学習の推進	③ 川口市地球温暖化防止活動推進センターの環境学習に関する事業の拡充を図ります。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課	
			④ 市民や事業者が自主的に行う環境学習講座などを促進します。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
			5-12-⑥	▶ 青少年ボランティアスクール	協働推進課	

基本方針	施策の柱	施策	環境基本計画	事業	担当課
5 脱炭素に向けた行動変容の促進	(2) 環境学習の推進・環境教育	⑤ より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、新しい生活様式をふまえたオンラインによる学習講座の開催など、市民が参加しやすくなるように改善策を講じます。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
	(3) 気候変動対策に関する情報発信の充実	① 広報紙や市のホームページ、パンフレット、ポスター、SNSなどの様々な媒体の特性を活用しながら、気候変動問題をはじめとする様々な環境に係る情報発信を行います。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
		② 市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。	コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
			5-12-⑥	▶ 青少年ボランティアスクール	協働推進課
		③ 市民や事業者が自主的に行う脱炭素に配慮した活動の支援を図り、積極的な活動を行っている市民や事業者、環境保全団体等の活動の実践例や効果・メリットなどを広く周知します。	5-10-③	▶ エコリサイクル推進事業所登録制度	資源循環課
			コラム2 (P60)	▶ 環境教育・環境学習の推進	環境総務課
	5-12-④	▶ 地域貢献事業者認定制度	経営支援課		

川口市環境報告書

令和5年度環境基本計画年次報告書

編集・発行	川口市 環境部 環境総務課
発行日	令和7年1月
所在地	〒332-0001 埼玉県川口市朝日 4-21-33
電話	048-228-5376
FAX	048-228-5382
ホームページ	https://www.city.kawaguchi.lg.jp
メール	090.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

令和5年度 地球温暖化防止ポスターコンクール最優秀賞

『地球温暖化防止』の啓発事業として、
『地球温暖化防止ポスターコンクール』を開催しました。
応募いただいた529作品中、入選された11作品を
川口市のホームページでご覧になれます。



「STOP 地球温暖化」



最優秀賞 中学生の部
北中学校
3年 高田 真仲さん

「地球温暖化防止」



最優秀賞 小学生の部
慈林小学校
4年 宇田川 祐希さん



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

〔表紙を除き、古紙パルプ配合率100%の再生紙を使用しています〕